

令和 8 年度臨時総代会提出議案

日 時 令和 8 年 1 0 月 1 5 日（木） 午後 2 時から
場 所 三重県津市北河路町 1 9 番地 1
メッセウイング N H W 2 階大研修室

中勢用水土地改良区

順 序

- 1、開 会
- 2、理 事 長 挨 拶
- 3、来 賓 挨 拶
- 4、出席総代数報告
- 5、議 長 着 席
- 6、議事録記名人選任
及び書記任命
- 7、議 事
- 8、そ の 他
- 9、閉 会

議 事

		頁
第 1 号議案	令和 7 年度事業報告の承認について	1
第 2 号議案	令和 7 年度公益事業会計収支決算の承認について	5
第 3 号議案	令和 7 年度収益事業会計収支決算の承認について	1 9
第 4 号議案	令和 7 年度会計財務諸表総括及び財産目録の承認について	2 7
	■独立監査人監査報告	3 9
	■監事監査報告	4 2
第 5 号議案	賦課金等の不納欠損処分について	4 3
	■負担金徴収委員会報告	4 5
第 6 号議案	令和 8 年度土地改良施設突発事故復旧事業の申請について	4 6
第 7 号議案	令和 8 年度公益事業会計補正収支予算の議決について	4 8
第 8 号議案	令和 8 年度収益事業会計補正収支予算の議決について	5 5
	■用水管理委員会報告	5 9
第 9 号議案	定款の一部改正について (特別決議)	6 0
第 1 0 号議案	定款附属書役員選任規程の一部改正について (特別決議)	6 5
第 1 1 号議案	維持管理計画書の一部改正について (特別決議)	6 8
第 1 2 号議案	役員等の報酬及び費用弁償支給規程の一部改正について	7 0

第 1 号議案

令和 7 年度事業報告の承認について

令和 7 年度事業報告について、次のとおり承認を求める。

〈 説 明 〉

1. 地区及び組合員の状況

1) 受益面積

計画面積 3, 1 8 3 ha と現況面積 3, 0 9 6 ha の差は、平成 1 4 年度から令和 6 年度までにあった農地転用 8 7. 8 ha の減少です。

令和 7 年度は 3. 9 ha (主に太陽光発電用地 1. 3 ha、駐車場等 0. 9 ha、宅地造成 0. 7 ha、公共転用 0. 6 ha) が減少しました。

2) 組合員数

5, 4 9 3 名 (うち地区外在住者 2 0 0 名以上、年々増えています)

2. 事業の状況

1) 施設管理の状況

高野尾花木の里の水路延長約 1. 9 km が増えました。

令和 7 年 4 月 1 日、安濃ダムの貯水率 9 0. 7 % から水田かんがい期が始まりました。その後、貯水率は徐々に低下し、8 月 8 日には節水対策の実施基準となる 4 0 % を下回りました。水田非かんがい期に貯水率は 1 0 ~ 3 0 % 台を推移して次年度の水田かんがい期を迎えることとなりました。この間は、渇水対策のため、ダムの貯留を最優先に考え、小水力発電を停止しています。

3. 事務の経過

令和 8 年度に向けた渇水対策として、用水管理委員会を 3 回、地区水利説明会を 1 回、関係機関との検討会を 4 回開催しました。

関係機関との検討会では、「安濃ダムの水位状況と令和 8 年度の水稲作付けに係る用水供給について」を議題とし、用水の需要側、供給側及び関係機関が、それぞれの立場で取り組むことができる渇水対策について検討しました。

令和 8 年 1 0 月 1 5 日提出

中勢用水土地改良区
理事長 小 黒 敏 克

令和7年度 全期 事業報告書

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

1. 地区及び組合員の状況

1) 受益面積

区 分	計 画 面 積	現 況 面 積
津 市	1,301 h a	1,256 h a
亀 山 市	6 h a	6 h a
津市河芸町	351 h a	348 h a
津市芸濃町	614 h a	586 h a
津市安濃町	911 h a	901 h a
計	3,183 h a	3,096 h a

2) 組合員数

選 挙 区	選 挙 区 域	組 合 員 数
第 一	津 市	2,333 名
第 二	亀 山 市	18 名
第 三	津市河芸町	778 名
第 四	津市芸濃町	1,122 名
第 五	津市安濃町	1,242 名
計	5 選 挙 区	5,493 名

2. 事業の状況

1) 施設管理の状況

イ) 維持管理する施設

- ・ 国営導水路及び幹線水路を約20.2kmと水管理施設他関連付帯施設及び第三頭首工の維持管理
- ・ 県営支線水路を約102.1kmと関連付帯施設及び第一、第二、三泗の各頭首工の維持管理
- ・ 小水力発電所の維持管理

ロ) 用水管理の状況

安濃川水系

第一頭首工掛り分水工数	7	箇所
第二頭首工掛り分水工数	5	箇所
第三頭首工掛り分水工数	11	箇所
三泗頭首工掛り分水工数及び揚水機	1	箇所
安東集水暗渠	1	箇所
小水力発電所	1	箇所

幹線水系

北幹線掛り分水工数、揚水機、調整池	142	箇所
中幹線掛り分水工数	26	箇所
南幹線掛り分水工数、揚水機	86	箇所

合 計	280	箇所
-----	-----	----

ハ) 安濃ダム補給実績

安濃川補給実績	8,742	千トン
幹線水系補給実績	10,818	千トン
合 計	19,560	千トン
年間総取水量に占める割合	77%	(年間総取水量 25,300 千トン)

二) 通水面積

賦課地積	2,784	h a
現況面積に占める割合	90%	(現況面積 3,096 h a)

2) 賦課徴収業務

イ) 安濃川筋第一、第二、第三、三泗頭首工掛り及び北中南幹線水系通水地区を対象に賦課

3) 調査業務

- イ) 国営土地改良事業地区調査への協力
- ロ) 県営基幹農業水利施設ストックマネジメント事業への協力

(会計細則第9条別紙(1))

3. 事務の経過

1) 主な会議の開催状況(定款諸規程に定める定例会議)

会議名	開催日	開催場所	会議内容
総代会 2回	10月1日	メッセウイングNHW	令和6年度事業の業務及び会計に係る決算承認
			土地改良施設突発事故復旧事業申請について
			令和7年度会計補正予算の承認について
			定款の一部改正について
			維持管理計画書の一部改正について
			監査細則の全部改正について
			賦課金等徴収規程の一部改正について
	3月13日	メッセウイングNHW	令和7年度会計第2回補正予算の議決について
			令和8年度事業計画の議決について
			令和8年度会計当初予算等の議決について
			地区除外等処理規程の一部改正の議決について
理事会 2回			令和8年度農地転用等地区除外決済金の額及び決済の時期の議決について
			内部統制・負担金徴収・用水管理委員会処務規程の一部改正の議決について
	9月12日	中勢用水中央管理事務所	令和6年度事業の業務及び会計に係る決算承認
			土地改良施設突発事故復旧事業申請について
			令和7年度会計補正予算の承認について
			賦課金等に係る過怠金の減免について
			定款の一部改正について
			維持管理計画書の一部改正について
			監査細則の全部改正について
			賦課金等徴収規程の一部改正について
			職員服務規程の一部改正について
			令和7年度臨時総代会の開催について
	2月20日	中勢用水中央管理事務所	代表理事の互選について
監事会 2回			令和7年度会計第2回補正予算の承認について
			令和8年度事業計画の承認について
			渇水対策内規の一部改正について
			地域農業水利施設の修繕工事等の支援に関する内規の一部改正について
			令和8年度会計当初予算の承認について
			福利厚生規程の一部改正について
			第55回通常総代会の開催について
監事監査 2回	6月27日	中勢用水中央管理事務所	令和6年度事業に係る業務及び財産の状況監査の結果並びに監事監査報告について
	11月27日	中勢用水中央管理事務所	令和7年度上期業務事業及び財産の状況監査並びに監事監査報告について
			令和8年度の監査計画について
外部監査 8回	6月27日	中勢用水中央管理事務所	令和6年度事業に係る業務及び財産の状況監査について
	11月18日	中勢用水中央管理事務所	令和7年度上期業務事業及び財産の状況監査
	4月1日	中勢用水中央管理事務所	令和6年度会計現金実査等
	4月3日	中勢用水中央管理事務所	令和6年度会計仕訳検証及び賦課金収納状況等確認
	6月11日、18日	中勢用水中央管理事務所	令和6年度会計決算確認
	6月20日	中勢用水中央管理事務所	外部監査講評
代表理事会 (内部統制委員会) 3回	9月25日	中勢用水中央管理事務所	令和7年度会計仕訳検証及び賦課金収納状況等確認
	12月10日	中勢用水中央管理事務所	理事長面談意見交換会
	3月5日	中勢用水中央管理事務所	令和7年度会計仕訳検証及び賦課金収納状況等確認
負担金徴収 委員会 2回	8月29日	中勢用水中央管理事務所	令和7年度第1回理事会提出議案の原案作成
	2月8日	中勢用水中央管理事務所	令和7年度第2回理事会提出議案の原案作成
	2月20日	中勢用水中央管理事務所	代表理事会の正副会長の選出について、他
用水管理 委員会 3回			
	7月25日	中勢用水中央管理事務所	未収賦課金対策について
	1月30日	中勢用水中央管理事務所	令和7年度賦課金等に係る過怠金の減免について
選挙会 推薦会議			賦課金等徴収規程の一部改正について、他
	12月16日	中勢用水中央管理事務所	渇水対策について
	1月23日	中勢用水中央管理事務所	渇水対策について
			令和8年度配水計画について、他
	3月3日	中勢用水中央管理事務所	渇水対策について

(会計細則第9条別紙(1))

3. 事務の経過

2) その他主要な事項

(上期)

年 月 日	内 容
4月24日	改正土地改良法に係る説明会W E B 研修
5月8日、9日	災害及び洪水警戒体制時の緊急連絡訓練 (三重県が行うダム洪水対応演習と共同訓練)
5月19日	安濃ダム放流連絡協議会委員会
5月20日	伊勢平野中央地区意見交換会 (第1回)
5月26日	土地改良法の改正を踏まえた水土里ビジョン等に係る説明会
5月30日	国営農業水利事業促進東海協議会 (第1回) 事務局長会議
6月4日	令和7年度津北地域農業再生協議会総会
6月18日	令和7年度国営農業水利事業促進東海協議会通常総会
7月1日	土地改良施設管理基準 (頭首工) の改定内容説明会 (W E B 参加)
7月3日	令和7年度国営造成土地改良施設管理受託者会議 (W E B 参加)
7月3日	国営農業水利事業促進東海協議会 (第2回) 事務局長会議
7月8日	社会保険事務セミナー
7月16日	菊池台地用水土地改良区役職員研修受入 (熊本県菊池市)
7月18日	国営農業水利事業促進東海協議会要望
7月24日	ダム洪水調整機能協議会 (W E B 会議)
7月31日	令和7年度水土里ネット役職員研修会
8月4日、5日	落水会議 (第三頭首工掛かり地区、第一、第二頭首工掛かり地区)
8月8日	第19回サマーセミナー
8月9日	職員採用面接
8月27日	立梅用水マイコス米生産現場を見学
9月11日	第3回中勢用水地区の受益地における課題解決検討会
9月26日	国営農業水利事業促進東海協議会 (第3回) 事務局長会議
9月29日～10月3日	農村工学専門技術研修 (用水計画と河川協議)

(下期)

年 月 日	内 容
10月8～10日	国営農業水利事業促進東海協議会事務局長研修
10月17日	三重県大規模農業水利土地改良区協議会
10月24日	令和7年度国営農業水利事業促進東海協議会臨時総会
10月30日	安濃ダム堆砂対策協議会
11月6日	国営農業水利事業促進東海協議会 (第4回) 事務局長会議
11月11日	伊勢平野中央地区意見交換会
11月13～14日	国営農業水利事業促進東海協議会要望活動
11月21日	土地改良区運営基盤強化推進研修
12月5日	安濃ダムの水位状況と令和8年度水稻作付けに係る用水供給について (津農林)
12月15日	国営造成土地改良施設管理受託者会議 (第2回)
12月18～19日	三重県大規模農業水利土地改良区協議会研修会 (青蓮寺用水土地改良区)
1月20日	安濃ダムの水位状況と令和8年度水稻作付けに係る用水供給について (津農林)
1月21日	農林水産省水資源課意見交換会
1月27日	第三頭首工に係る健全性評価委員会現地検討会
2月2日	伊勢平野中央地区意見交換会 (第4回)
2月5日、10日	第7回出前授業
2月9日	安濃川筋通水会議
2月13日	中勢用水・JA間の用水に係る協議 (JA津安芸)
2月19日	令和7年度安濃ダム放流連絡協議会 連絡会
2月24日	伊勢平野中央環境検討会
3月2日	安濃ダムの水位状況とR8年度水稻作付けにかかる用水供給について (津農林)
3月19日	令和8年度水稻作付けにかかる用水供給について (津農林)
3月24日	令和7年度第1回中勢用水推進協議会幹事会
3月24日	伊勢平野中央地区意見交換会 (第5回)
3月30日	地区水利委員説明会

第 2 号議案

令和 7 年度公益事業会計収支決算の承認について

令和 7 年度公益事業会計収支決算について、次のとおり承認を求める。

〈 説 明 〉

主なこと

- ・ 渇水の影響により、収益事業会計（発電）から水利施設の維持管理費に充てるための繰入金が減少しました。
- ・ 津市北部畑地域への土地改良施設整備「水利施設等保全高度化事業（簡易整備型）高野尾花木の里地区」の事業費確定に伴い、財政調整積立資産を取り崩しました。
- ・ 土地改良施設を保全する事業「水利施設等保全高度化事業（基幹水利施設保全型）1 期地区、2 期地区」の事業費確定に伴い、施設更新積立資産を取り崩しました。

令和 8 年 1 0 月 1 5 日提出

中勢用水土地改良区
理事長 小 黒 敏 克

令和7年度 公益事業会計収支決算書

	収 入	支 出
予算額	307,688,404 円	307,688,404 円
決算額	305,970,683 円	305,970,683 円

収 入

単位：円

款 項 目	予算額	決算額	増 減	附 記
1 土地改良事業収入				
經常賦課金収入				經常費の賦課 組合員、大学農場、農研機構
經常賦課金	114,159,846	113,160,738	△ 999,108	
特別賦課金収入				国営造成施設（安濃ダム）県管理事業費負担金を賦課
特別賦課金	173,249	173,249	0	三重大学農場、農研機構
転用決済金収入				
農地転用決済金	11,609,564	15,330,332	3,720,768	49件、主に5条転用の宅地分譲や道路転用
負担金収入				
經常負担金	12,698,950	12,698,950	0	經常費の津市、亀山市負担
特別負担金	30,339,325	30,339,325	0	事業費の津市、亀山市負担（通過金）
				・ 県営事業借入償還金負担金 5,027,574
				・ 安濃ダム県管理事業負担金 25,311,751
				計 30,339,325
	168,980,934	171,702,594	2,721,660	
2 附帯事業収入				
他目的使用料収入				
他目的使用料	45,160	45,160	0	中部電力及びZTV等の共架料
	45,160	45,160	0	
3 特定資産運用収入				
特定資産利息収入				
財政調整積立資産	320,000	421,592	101,592	野村證券第143回利付国債20年（償還日R15.03.20）
職員退職給付引当	0	83,523	83,523	
積立資産				
災害対策積立資産	0	22,555	22,555	
施設更新積立資産	0	490,872	490,872	
	320,000	1,018,542	698,542	
4 補助金等収入				
補助金収入				
補助金	16,143,000	16,632,600	489,600	〈基幹農業水利施設ストックマネジメント事業〉 ・ 水利施設管理強化事業 10,500,000 維持管理費支援対象【強化】表示 〈補助事業〉 ・ 農業水路等長寿命化・防災減災事業（7期） 長谷山支線安部池分水工流量計更新 事業費3,000,000、国50%、県14%、津市13% 1,925,000 ・ 団体営かんがい排水事業 2,432,000 ・ 土地基盤整備事業（干害対応） 489,600 計 15,346,600 〈補助事業〉 ・ 市単工事（農道舗装工事等） 1,286,000 合計 16,632,600
	16,143,000	16,632,600	489,600	

5 交付金収入				
適正化事業交付金収入				土地改良施設維持管理適正化事業
適正化事業交付金	0	0	0	令和7年度なし
防災減災機能等強化事業交付金	0	0	0	令和7年度なし
	0	0	0	
6 業務受託料収入				
調査業務受託料収入	0	0	0	国、県、市等からの調査業務の委託に係る受託料
業務受託料	0	0	0	令和7年度なし
	0	0	0	
7 雑収入				
受取利息配当金収入	0	130,257	130,257	
受取利息				
過年度収入				詳細は「財務諸表に対する注記12その他(3)」
過年度収入	3,123,039	1,127,537	△ 1,995,502	平成29年～令和6年度賦課金 61件
過怠金収入				
過怠金収入	55,250	75,550	20,300	督促手数料139件、延滞金は免除承認済
雑収入				
雑収入	3,273,460	3,374,030	100,570	埋設工事負担金
				高野尾バイパス道路改良工事に係る野田支線移設補償金
	6,451,749	4,707,374	△ 1,744,375	
8 特定資産取崩収入				
財政調整積立資産取崩収入				
財政調整積立資産	5,175,000	2,675,000	△ 2,500,000	1) 調整資金 0
				2) 水利施設等保全高度化事業(簡易整備型)の現年度化分取崩し
				・高野尾花木の里地区 2,675,000
職員退職給付引当積立資産取崩収入				
職員退職給付引当積立資産	21,542,847	21,542,847	0	1名
災害対策積立資産取崩収入				
災害対策積立資産	0	0	0	災害発生なし 0
施設更新積立資産取崩収入				
施設更新積立資産	13,987,358	12,775,140	△ 1,212,218	1) 令和5年度県営決済金償還充当 143,178
				2) 水利施設等保全高度化事業(基幹水利施設保全型)の現年度化分取崩し
				・中勢用水1期地区 11,046,980
				・中勢用水2期地区 1,584,982
				計 12,775,140
	40,705,205	36,992,987	△ 3,712,218	
9 他会計繰入金				
収益事業会計繰入金				
収益事業会計繰入金	1,500,000	1,329,070	△ 170,930	収益事業会計からの繰入金
金				維持管理費、職員退職給付引当積立資金等に充当
	1,500,000	1,329,070	△ 170,930	
10 繰越金				
前年度繰越金				
前年度繰越金	73,542,356	73,542,356	0	
	73,542,356	73,542,356	0	
合 計	307,688,404	305,970,683	△ 1,717,721	

令和7年度 公益事業会計収入の部 第1款負担金算定表（決算）

第4項 負担金収入内訳

単位：円、㎡

第1目 経常負担金 12,698,950 円

属 地	R6面積	R5未通水地域 転用面積差引	R6通水地域増 組合員賦課	R7面積	①2市
津 市	3,128,691	△ 2,854	△ 61,209	3,064,628	12,564,975
亀山市	32,677	0	0	32,677	133,975
計	3,161,368	△ 2,854	△ 61,209	3,097,305	12,698,950

〈補足〉昨年度の経常費負担面積から、決算承認の決議を経た令和5年度の転用面積のうち未通水地域分と、通水ができ組合員賦課に移行した面積等を加除して、本年度の負担面積としている。
（未通水地域から差引する転用面積は、小数点以下を切り捨てている。）

第2目 特別負担金 30,339,325 円

区 分	償還額	県営事業借入償還地元負担金	
		R5県営事業 決済金充当	②2市
津 市	5,099,752	△ 143,178	4,956,574
亀山市	71,000	0	71,000
計	5,170,752	△ 143,178	5,027,574

〈補足〉県営事業借入償還金の算定には、決算承認の決議を経た令和5年度の農地転用決済金のうち、県営事業分を充てる。

安濃ダム県管理事業費	地元負担金	事業内容と負担割合
国補事業	74,000,000	14,800,000 国補がつく夜間等の管理 国40%、県40%、地元20%
県単事業	2,904,000	580,000 国補がつかない日常管理 県80%、地元20%
人件費	30,316,000	10,105,000 ダム管理に従事する県職員 県2/3、地元1/3
計	107,220,000	25,485,000

属 地	区 分	国営造成施設（安濃ダム）県管理事業負担金内訳		
		地元負担金	特別賦課金	③2市
津 市	津 市	25,263,712	－	25,263,712
	大学農場	105,198	105,198	－
	農研機構	68,051	68,051	－
亀山市	亀 山 市	48,039	－	48,039
計		25,485,000	173,249	25,311,751

〈補足〉国営造成施設（安濃ダム）県管理事業における2市の負担割合は、受益面積の割合とする。
受益面積 3,183ha に対し、津市 0.998115、亀山市 0.001885 となる。

地元負担金のha当たり単価を 25,485,000円 ÷ 3,183ha = 8,006円 /ha とすると次のとおり。

・大学農場 13.14ha × 8,006円 /ha = 105,198
・農研機構 8.5ha × 8,006円 /ha = 68,051

（農場及び機構のha当たり負担金単価並びに面積割合で求めた亀山市負担金額は、小数点以下を切り捨てている。）

第4項 合計 43,038,275 円

区 分	経常負担金	特別負担金		合 計
	① 経常費	② 県営償還	③ ダム管理	
津 市	12,564,975	4,956,574	25,263,712	42,785,261
亀 山 市	133,975	71,000	48,039	253,014
合 計	12,698,950	5,027,574	25,311,751	43,038,275
		30,339,325		

- ・「大学農場」とは、正式名称である「国立大学法人 三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター附帯施設農場」の略称です。
- ・「農研機構」とは、正式名称である「国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構野菜花き研究部門 安濃野菜研究監」の略称です。

支 出（水利施設管理強化事業の支援対象科目には【強化】を、収益事業会計繰入金の充当科目には【発電】を表示している。） 単位：円

款 項 目	予算額	決算額	増 減	附 記
1 土地改良事業費支出				
維持管理費支出				
給料手当【強/発】	56,400,000	56,342,217	△ 57,783	管理職員11名分（発電職員0.5名）の給与及び諸手当
臨時雇賃金	50,000	0	△ 50,000	災害時緊急人夫雇用等
福利厚生費【強化】	10,000,000	9,447,253	△ 552,747	社会保険料、健康診断、作業服等
旅費交通費	200,000	143,930	△ 56,070	出張、研修交通費、宿泊、駐車、高速、雑費等
通信運搬費【強化】	2,300,000	2,230,649	△ 69,351	N T T回線専用料（24回線）、管理用携帯電話4台
消耗什器備品費	700,000	587,324	△ 112,676	維持管理用具等
修繕費【強/発】	3,500,000	2,826,284	△ 673,716	土地改良施設の修理改良等（随意契約）
				殿村水路整備、上野支線制水弁復旧工事、
				林支線楠原空気弁陥没修繕、車検整備、器具修理等
水道光熱費【強化】	1,050,000	931,710	△ 118,290	車両、草刈機、ポンプ、発電機等の燃料代
賃借料【強化】	1,558,820	1,558,820	0	地代家賃（JR）、水路占用料（津市）、管理車両や
				パソコンのリース料
支払保険料	2,147,740	2,147,740	0	施設及び施設に起因する対人対物賠償
【強化】				・ 農業用施設賠償責任保険／連合会加入（パイプライン
				開水路、頭首工、揚水機場、管理用道路、付帯施設等
				・ 動産保険（計器、子局装置）
				・ 火災保険（中央管理事務所、子局舎、什器等の火災、
				落雷、風雪雪災害等）
				職員、管理車両等を対象
				・ 総合生活保険／連合会加入（傷害賠償）
				・ 自動車任意保険、自賠責保険（随意契約）
支払負担金等	12,987,150	12,863,243	△ 123,907	支払負担金等から12,850円充用
				水管理調整費交付金、用水管理交付金、水管理諸費等
業務委託費	492,000	492,000	0	支払保険料へ12,850円流用
租税公課	50,000	46,500	△ 3,500	施設維持管理委託費交付金等
雑費	145,771	0	△ 145,771	自動車税、車検時重量税等
				委託業務費へ54,229円流用
適正化事業費支出				
整備補修事業費	0	0	0	実施なし
支出				
防災減災機能等	0	0	0	
強化事業費支出				
適正化事業拠出金				三重県土地改良事業団体連合会へ拠出
支出				
整備補修事業費	180,000	180,000	0	水管橋塗装、空気弁更新（48期）
拠出金				
整備補修事業	15,000	15,000	0	
事務費拠出金				
防災減災機能等	120,000	120,000	0	管水路（電気設備）整備補修河芸南黒田地内（47期）
強化事業費拠出金				
防災減災機能等	10,000	10,000	0	
強化事業事務費				
拠出金				
防災減災機能等	486	486	0	
強化事業利子				
拠出金				
その他事業費支出				
漏水対策費	11,000,000	9,592,000	△ 1,408,000	河芸上野支線漏水（仮修理）工事（随契） 341,000
				1号幹線水路萩野地区漏水工事（随契） 429,000
				河芸総合支所前漏試験（随契） 176,000
				河芸町三行地内漏水工事（随契） 495,000
				河芸総合支所前漏水工事（随契） 2,464,000
				長谷山支線（草生）漏水工事（随契） 2,090,000
				河芸上野支線漏水本工事（随契） 2,310,000
				安濃町曾根漏水等修繕工事 1,287,000
				計 9,592,000

渇水対策費	3,000,000	1,868,280	△ 1,131,720	電気引込設備設置工事 (荒堀、多稲子川、大谷調整池) 渇水対策工事(大里小野田) ポンプ修理、ポンプレントル他 計	1,232,000 132,000 504,280 1,868,280
災害対策費	500,000	0	△ 500,000		
補助事業費	4,300,000	4,169,000	△ 131,000	農業水路等長寿命化・防災減災事業流量計等更新工事 ・国営南幹線本線空弁補修(3か所) 殿村水路分部地区水門補修工事 黒田支線管理用農道舗装工事 計	2,560,800 484,000 1,124,200 4,169,000
その他事業費	5,777,200	5,777,200	0	県営野田支線本線敷設替工事	5,777,200
委託業務費支出 委託業務費 【強化】	6,254,229	6,254,229	0	電気保安手数料(頭首工、中央管理事務所)、水管理 施設設備保守点検業務、施設設備点検、国営施設及び 管理用道路草刈等(随意契約)国営水利施設ハードウェア 交換業務 雑費から54,229円充用	
受託業務費支出 受託業務費	0	0	0	なし	
	122,738,396	117,603,865	△ 5,134,531		
2 一般管理費支出 運営事務費支出 役員報酬	1,120,000	1,120,000	0	理事長70千円、副理事長50千円×2名=100千円、代表 理事50千円×2名=100千円、員外理事50千円×2名 = 100千円、員内理事25千円×26名=650千円 総括監事50千円、監事25千円×2=50千円	
給料手当	8,595,304	8,595,304	0	事務職員2名 給与及び諸手当 旅費交通費から45,304円充用	
臨時雇賃金	2,810,000	2,805,070	△ 4,930	会計年度任用職員及び臨時職員	
退職金支払	21,542,847	21,542,847	0	1名	
福利厚生費	1,900,000	1,895,215	△ 4,785	社会保険料、健康診断の事業主負担分、常備薬等	
研修費	0	0	0	役職員研修会参加費、受講料等	
交際費	150,000	23,417	△ 126,583	御香典、お見舞い、御礼等	
選挙費	0	0	0		
総代会費	110,000	102,760	△ 7,240	総代会2回、会場代、議長御礼、会議諸費	
その他会議費	50,000	0	△ 50,000	理事会3回、監事会3回、代表理事会3回、用水管理委 員会1回、負担金徴収委員会2回、会場代等会議諸費	
旅費交通費	1,954,696	1,915,540	△ 39,156	・旅費交通費(出張、会議出席交通費、宿泊、駐車 場料金) ・費用弁償(総代会2回、理事会2回、監事会2回、 代表理事会3回、三役会議1回、用水管理委員会3回、 負担金徴収委員会2回、月末残高照合等) 計	50,540 1,865,000 1,915,540
				・給料手当へ45,304円流用	
通信運搬費	1,200,000	1,147,314	△ 52,686	電話、FAX、NHK受信料、賦課金通知書等郵送料、葉 書切手等	
消耗什器備品費	700,000	668,775	△ 31,225	事務用品等購入等	
印刷製本費	950,000	869,605	△ 80,395	議案書、封筒、賦課金通知書、中勢用水たより、概要 書、陳情書等(随意契約)	
修繕費	1,000,000	985,356	△ 14,644	事務所内無線LAN保守、コピー機保守料等 (随意契約)	
支払手数料	200,000	181,895	△ 18,105	振込手数料等	
支払保険料	49,030	49,030	0	自動車任意保険料 (車番4418)	

支払負担金等	470,000	460,100	△ 9,900	加入している団体への年会費等 ・ 国営農業水利事業促進東海協議会 114,000 ・ 三重県大規模農業水利改良区協議会 30,000 ・ 三重県土地改良事業団体連合会 22,000 ・ 安濃ダム放流連絡協議会 20,000 ・ その他三重県社会保険協会等 274,100 計 460,100
業務委託費	2,400,000	2,178,348	△ 221,652	・ 徴収業務委託手数料(賦課金額の 4 %) 8 地区契約 雲林院、雲林院南山、分部地下、産品、亀山市三寺 一身田中野、一身田豊野谷、一身田豊野田端地区 187,827 ・ その他業務委託 公認会計士報酬、ソフトサポート料、防火設備点検、 施設警備料、浄化槽維持管理費、事務所内清掃、 ゴミ回収等(随意契約) 1,990,521 計 2,178,348
租税公課	0	0	0	
雑費	50,000	30,000	△ 20,000	出前講座諸費等
事務所費支出				
修繕費	2,000,000	1,971,200	△ 28,800	事務所の維持管理費に要する経費
水道光熱費	100,000	64,821	△ 35,179	水道、自動車燃料等
賃借料	842,600	842,600	0	車(車番4418アクア)のリース料等
	48,194,477	47,449,197	△ 745,280	
3 土地改良事業負担金支出				
都道府県営事業負担金支出				
安濃ダム負担金	25,485,000	25,485,000	0	国営造成施設県管理補助事業地元負担金(通過金)
水利施設等保全高度化事業負担金	19,019,180	15,306,962	△ 3,712,218	令和 3 年度臨時総代会議決の債務負担行為の現年度化 ・ 高野尾花木の里(水利施設等保全高度化事業(高度水利機能確保基盤整備事業(簡易整備型))) ① 出納整理期限内執行 2,675,000 ② 出納整理期限後執行 0 計 2,675,000 第 5 1 回通常総代会議決の債務負担行為の現年度化 ・ 中勢用水 1 期(基幹農業水利施設ストックマネジメント事業(法律補助)) ① 出納整理期限内執行 7,546,980 ② 出納整理期限後執行 3,500,000 計 11,046,980 ・ 中勢用水 2 期(基幹農業水利施設ストックマネジメント事業(予算補助)) ① 出納整理期限内執行 741,996 ② 出納整理期限後執行 842,986 計 1,584,982 合計 15,306,962
水利施設管理強化事業負担金	4,000,000	4,000,000	0	出納整理期限後執行分は未払金。一方でこのための資金は積立資産を支出同日に取崩すため未収金となっている
	48,504,180	44,791,962	△ 3,712,218	

4 借入金返済支出 公庫資金償還金支出 償還金	5,081,816	5,081,816	0	(通過金) 元金のみを表示
	5,081,816	5,081,816	0	
5 支払利息 借入金利息 公庫資金借入金	88,936	88,936	0	(通過金) 利息のみを表示
	88,936	88,936	0	
6 固定資産取得支出 器具備品取得支出 器具備品購入	1,000,000	814,000	△ 186,000	ハンマーナイフ(草刈り機)
	1,000,000	814,000	△ 186,000	
7 特定資産積立支出 財政調整積立資産積 立支出 財政調整積立資産 職員退職給付引当積 立資産積立支出 職員退職給付引当 積立資産 災害対策積立資産積 立支出 災害対策積立資産 施設更新積立資産積 立支出 施設更新積立資産	457,000	421,592	△ 35,408	預金利息
	6,200,000	6,083,523	△ 116,477	本年度積立 + 預金利息
	22,600	22,555	△ 45	預金利息
	11,000,000	10,662,746	△ 337,254	本年度積立 + 預金利息
	17,679,600	17,190,416	△ 489,184	
8 雑支出 過年度支出 過年度支出	200,000	85,389	△ 114,611	過年度賦課金の還付等
	200,000	85,389	△ 114,611	
9 他会計繰出額 収益事業会計繰出金 支出 収益事業会計繰出 金	1,000,000	1,000,000	0	
	1,000,000	1,000,000	0	
10 繰越金 次年度繰越金 次年度繰越金	63,200,999	71,865,102	8,664,103	
	63,200,999	71,865,102	8,664,103	
11 予備費 予備費 予備費	0	0	0	
	0	0	0	
合 計	307,688,404	305,970,683	△ 1,717,721	

(注) 本歳出予算の支出にあたり、款内各項目の金額は必要に応じ流用することが出来るものとする。

収支決算書に対する注記

1 資金の範囲

資金の範囲は、現金及び預金（預りを含む）、未収金、未払金としている。

2 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

(単位：円)

科目	前期末残高	当期末残高	附 記
現金及び預金	64,968,322	98,630,305	
未収金	13,996,943	7,364,122	財政調整積立資産取崩収入 （花木の里／令和6年度事業出納整理期限後執行分） 1,675,000 施設更新積立資産取崩収入 （中勢用水1・2期／令和6年度事業出納整理期限後執行分） 4,360,052 収益事業会計繰入金 1,329,070 計 7,364,122
合計	78,965,265	105,994,427	
未払金	5,422,909	34,129,325	退職金支払い 21,542,847 水利施設等保全高度化事業負担金（市ルートで県に支払い （高野尾花木の里地区） 1,675,000 （中勢用水2期／令和6年度事業出納整理期限後執行分） 4,342,986 水利施設等強化事業 4,000,000 渇水対策費 75,907 給与手当福利厚生費（社会保険料2，3月分他） 1,266,775 通信運搬費（NTT西日本水利施設回線専用料3月使用分） 272,643 その他 9件 953,167 計 34,129,325
合計	5,422,909	34,129,325	
次期繰越収支差額	73,542,356	71,865,102	（令和7年度農地転用決済金含む）

3 予算額と決算額の差異が著しい科目

該当なし

4 科目間の流用及び予備費の充用

(1) 科目間流用

(款) 土地改良事業費(項)維持管理費支出(目)支払負担金等から(目)支払保険料に流用 12,850円
 (款) 土地改良事業費(項)維持管理費支出(目)雑費から(項)その他事業費(目)委託業務費に流用 54,229円
 (款) 一般管理費(項)運営事務費支出(目)旅費交通費から(目)給料手当に流用 45,304円

(2) 予備費の充用

該当なし

5 その他の収支の状況に関する特記事項

該当なし

貸 借 対 照 表

令和 8年 3月31日 現在

公益事業会計

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金及び預金			
預 金	98,630,305	64,968,322	33,661,983
未収賦課金等			
未収経常賦課金	999,108	1,413,543	△ 414,435
その他未収金			
未収補助金	0	390,000	△ 390,000
その他未収金	6,035,052	47,334	5,987,718
未収繰入金	1,329,070	13,559,609	△ 12,230,539
前 払 金			
前 払 金	972,192	972,192	0
貯 蔵 品			
貯 蔵 品	402,600	402,600	0
流動資産合計	108,368,327	81,753,600	26,614,727
2 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産合計	0	0	0
(2) 特定資産			
所有土地改良施設			
所有土地改良施設（土地改良区）	27,876,289	39	27,876,250
所有土地改良施設（国、都道府県）	1,783,768,198	1,852,273,033	△ 68,504,835
受託土地改良施設使用収益権			
受託土地改良施設使用収益権	6	6	0
財政調整積立資産			
財政調整積立資産	69,015,215	69,593,623	△ 578,408
職員退職給付引当積立資産			
職員退職給付引当積立資産	51,361,385	66,820,709	△ 15,459,324
災害対策積立資産			
災害対策積立資産	18,067,041	18,044,486	22,555
施設更新積立資産			
施設更新積立資産	270,963,846	268,716,188	2,247,658
土地改良施設建設仮勘定			
土地改良施設建設仮勘定	59,286,184	76,111,274	△ 16,825,090
特定資産合計	2,280,338,164	2,351,559,358	△ 71,221,194
(3) その他固定資産			
土 地			
土 地	3,353,220	3,353,220	0
建 物			
建 物	2,564,783	2,904,353	△ 339,570
車両運搬具			
車両運搬具	4	4	0
器具 備品			
器具 備品	1,027,570	326,409	701,161
ソフトウェア			
ソフトウェア	1	1	0

貸 借 対 照 表

令和 8年 3月31日 現在

公益事業会計

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
適正化事業拠出金			
適正化事業拠出金	360,000	180,000	180,000
長期未収賦課金等			
長期未収賦課金	1,995,502	1,709,496	286,006
長期前払費用			
長期前払費用	4,861,029	5,833,221	△ 972,192
その他固定資産合計	14,162,109	14,306,704	△ 144,595
固定資産合計	2,294,500,273	2,365,866,062	△ 71,365,789
3 繰延資産			
繰延資産合計	0	0	0
資産合計	2,402,868,600	2,447,619,662	△ 44,751,062
II 負債の部			
1 流動負債			
未 払 金			
未 払 金	34,129,325	5,422,909	28,706,416
預 り 金			
預 り 金	550	0	550
賞与引当金			
賞与引当金	6,490,269	6,550,273	△ 60,004
適正化事業拠出金短期未払金			
防災減災機能等強化事業拠出金短期未払金	120,000	120,000	0
流動負債合計	40,740,144	12,093,182	28,646,962
2 固定負債			
適正化事業拠出金長期未払金			
防災減災機能等強化事業拠出金長期未払金	120,000	240,000	△ 120,000
職員退職給付引当金			
職員退職給付引当金	51,361,385	66,820,709	△ 15,459,324
固定負債合計	51,481,385	67,060,709	△ 15,579,324
負債合計	92,221,529	79,153,891	13,067,638
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
所有土地改良施設受贈益			
所有土地改良施設受贈益	1,783,768,198	1,852,273,033	△ 68,504,835
指定正味財産合計	1,783,768,198	1,852,273,033	△ 68,504,835
(うち基本財産への充当額)	0	0	0
(うち特定資産への充当額)	1,783,768,198	1,852,273,033	△ 68,504,835
2 一般正味財産			
一般正味財産合計	526,878,873	516,192,738	10,686,135
(うち基本財産への充当額)	0	0	0
(うち特定資産への充当額)	445,208,581	432,465,616	12,742,965
正味財産合計	2,310,647,071	2,368,465,771	△ 57,818,700
負債及び正味財産合計	2,402,868,600	2,447,619,662	△ 44,751,062

正 味 財 産 増 減 計 算 書

令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日 まで

公益事業会計

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収入			
土地改良事業収入			
経常賦課金収入			
経常賦課金	114,159,846	113,989,156	170,690
転用決済金収入			
農地転用決済金	15,330,332	10,171,874	5,158,458
負担金収入			
経常負担金	12,698,950	12,961,608	△ 262,658
附帯事業収入			
他目的使用料			
他目的使用料収入	45,160	45,160	0
特定資産運用収入			
特定資産受取利息			
特定資産受取利息	1,018,542	333,129	685,413
受取補助金等			
受取補助金			
受取補助金	16,632,600	10,539,000	6,093,600
雑 収 入			
受取利息配当金			
受取 利息	130,257	28,772	101,485
受取過怠金			
受取過怠金	75,550	70,800	4,750
雑 収 入			
雑 収 入	6,113,980	0	6,113,980
他会計繰入金			
他会計からの繰入金			
他会計からの繰入金	1,329,070	13,559,609	△ 12,230,539
固定資産受贈益			
所有土地改良施設受贈益			
所有土地改良施設受贈益	270,367,335	263,638,585	6,728,750
経常収入計	437,901,622	425,337,693	12,563,929
(2) 経常支出			
土地改良事業費			
維持管理費			
給与手当	49,791,944	48,109,044	1,682,900
福利厚生費	9,447,253	9,441,835	5,418
旅費交通費	143,930	343,860	△ 199,930
通信運搬費	2,230,649	3,042,513	△ 811,864
消耗什器備品費	587,324	529,615	57,709
修 繕 費	2,826,284	5,651,745	△ 2,825,461
水道光熱費	931,710	837,379	94,331
賃 借 料	1,558,820	1,695,880	△ 137,060
租税公課	46,500	21,900	24,600
支払保険料	2,147,740	1,994,440	153,300

正 味 財 産 増 減 計 算 書

令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日 まで

公益事業会計

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
借入償還金決済金充当	143,178	214,539	△ 71,361
支払負担金等	12,863,243	12,784,219	79,024
業務委託費	492,000	492,000	0
適正化事業費			
業務委託費	0	10,000	△ 10,000
支払 利息	0	486	△ 486
適正化事業拠出金支出	25,486	15,000	10,486
その他事業費			
補助事業費	4,169,000	3,270,300	898,700
漏水対策費	9,592,000	2,283,119	7,308,881
漏水対策費	1,868,280	12,600	1,855,680
災害対策費	0	530,200	△ 530,200
その他事業費	5,777,200	0	5,777,200
委託業務費			
委託業務費	6,254,229	4,170,730	2,083,499
減価償却費			
所有土地改良施設減価償却費			
所有土地改良施設減価償却費	271,328,585	263,638,585	7,690,000
一般管理費			
運営事務費			
役員 報酬	1,120,000	1,036,669	83,331
給料 手当	8,595,304	8,397,328	197,976
臨時雇賃金	2,805,070	1,755,615	1,049,455
賞与引当金繰入額	6,490,269	6,550,273	△ 60,004
退職給付費用	6,083,523	2,302,215	3,781,308
福利厚生費	2,867,407	2,690,901	176,506
研 修 費	0	12,000	△ 12,000
交 際 費	23,417	241,400	△ 217,983
選 挙 費	0	15,000	△ 15,000
総代 会費	102,760	116,820	△ 14,060
旅費交通費	1,915,540	2,010,440	△ 94,900
通信運搬費	1,147,314	1,057,647	89,667
修 繕 費	985,356	833,016	152,340
消耗什器備品費	668,775	705,040	△ 36,265
印刷製本費	869,605	781,110	88,495
支払保険料	49,030	47,150	1,880
支払手数料	181,895	175,422	6,473
支払負担金等	460,100	549,700	△ 89,600
業務委託費	2,178,348	2,214,197	△ 35,849
雑 費	30,000	34,754	△ 4,754
事務所 費			
減価償却費	452,406	388,593	63,813
修 繕 費	1,971,200	556,600	1,414,600
水道光熱費	64,821	85,575	△ 20,754
賃 借 料	842,600	440,880	401,720
土地改良事業負担金			

正 味 財 産 増 減 計 算 書

令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月31日 まで

公益事業会計

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
その他負担金			
その他負担金	4,000,000	4,000,000	0
他会計繰出金			
他会計への繰出金			
他会計への繰出金	1,000,000	1,000,000	0
雑 支 出			
過年度支出			
過年度支出	85,389	0	85,389
經常支出計	427,215,484	397,088,334	30,127,150
当期經常増減額	10,686,138	28,249,359	△ 17,563,221
2 經常外増減の部			
(1) 經常外収入			
經常外収入計	0	0	0
(2) 經常外支出			
不納 欠損			
不納 欠損			
不納欠損	0	65,099	△ 65,099
固定資産除却損			
器具備品除却損			
器具備品除却損	3	1	2
經常外支出計	3	65,100	△ 65,097
当期經常外増減額	△ 3	△ 65,100	65,097
当期一般正味財産増減額	10,686,135	28,184,259	△ 17,498,124
一般正味財産期首残高	516,192,738	488,008,479	28,184,259
一般正味財産期末残高	526,878,873	516,192,738	10,686,135
II 指定正味財産増減の部			
固定資産受贈益			
所有土地改良施設受贈益			
所有土地改良施設受贈益	201,862,500	0	201,862,500
一般正味財産への振替額			
一般正味財産への振替額			
一般正味財産への振替額	△ 270,367,335	△ 263,638,585	△ 6,728,750
当期指定正味財産増減額	△ 68,504,835	△ 263,638,585	195,133,750
指定正味財産期首残高	1,852,273,033	2,115,911,618	△ 263,638,585
指定正味財産期末残高	1,783,768,198	1,852,273,033	△ 68,504,835
III 正味財産期末残高	2,310,647,071	2,368,465,771	△ 57,818,700

第3号議案

令和7年度収益事業会計収支決算の承認について

令和7年度収益事業会計収支決算について、次のとおり承認を求める。

〈 説 明 〉

主なこと

- ・渇水対策のため、令和7年8月中旬から小水力発電を停止していることから、売電収入は大幅に減少し、平成28年4月の運転開始以降、最低の収入額となりました。
- ・平成28年度の運転開始以降、初めてとなる発電所設備の蓄電池用バッテリー一式の定期交換に伴い、「収入第5款 修繕引当積立資産」を取り崩して対応しました。

〈 売電実績 〉

平成28年度	20百万円	（運転開始）
平成29年度	15百万円	
平成30年度	26百万円	
令和元年度	34百万円	
令和2年度	33百万円	
令和3年度	30百万円	
令和4年度	31百万円	
令和5年度	23百万円	
令和6年度	36百万円	（平成28年度運転開始以降の最高収入）
令和7年度	14百万円	（〃 最低収入）
10ヶ年平均	26百万円	

令和8年10月15日提出

中勢用水土地改良区
理事長 小 黒 敏 克

令和7年度 収益事業会計収支決算書

予 算 額	収 入	支 出
決 算 額	26,093,100 円	26,093,100 円
	20,283,165 円	20,283,165 円

収 入

単位：円

款 項 目	予算額	決算額	増 減	附 記
1 発電事業収入				
発電収入				
売電収入	20,500,000	14,689,373	△ 5,810,627	(29円/ k Wh)
	20,500,000	14,689,373	△ 5,810,627	
2 特定資産運用収入				
特定資産利息収入				
欠損調整積立資産	16,000	13,912	△ 2,088	
災害準備積立資産	38,000	33,377	△ 4,623	
建設改良積立資産	84,000	74,687	△ 9,313	
修繕引当資産	55,000	52,748	△ 2,252	
	193,000	174,724	△ 18,276	
3 補助金等収入				
補助金収入				
補助金	0	0	0	
	0	0	0	
4 雑収入				
受取利息配当金収入				
受取利息	100	19,068	18,968	預金利息
雑収入				
雑収入	0	0	0	
	100	19,068	18,968	
5 特定資産取崩収入				特定資産を取り崩すことで生じる収入
欠損調整積立資産取崩収入				
欠損調整積立資産	0	0	0	
災害準備積立資産取崩収入				
災害準備積立資産	0	0	0	
建設改良積立資産取崩収入				
建設改良積立資産	0	0	0	
修繕引当資産取崩収入				
修繕引当資産	4,400,000	4,400,000	0	電気設備整備の為取崩
	4,400,000	4,400,000	0	
6 他会計繰入金				
公益事業会計繰入金				
公益事業会計繰入金	1,000,000	1,000,000	0	期首資金
金				
	1,000,000	1,000,000	0	
7 繰越金				
前年度繰越金				
前年度繰越金	0	0	0	
	0	0	0	
合 計	26,093,100	20,283,165	△ 5,809,935	

支 出

単位：円

款 項 目	予算額	決算額	増 減	附 記
1 発電事業費支出				
人件費				
給料手当	3,750,000	3,708,296	△ 41,704	給与、諸手当
法定福利費	602,669	602,669	0	社会保険料等（公益事業会計と異なり、発電会計の手引 きに従って法定福利費と福利厚生費に分けている） 福利厚生費から2,669円充用
福利厚生費	12,331	12,242	△ 89	健康診断等 法定福利費に2,669円流用
管理委託費	278,520	278,520	0	電気保安点検料
修繕費				
修繕費	4,512,525	4,512,525	0	電気設備(バッテリー交換)、修繕、整備
水利利用料				
水利利用料	375,188	375,188	0	三重県に発電用流水占用料の納付
諸費				
消耗品費	100,000	0	△ 100,000	工具、器具等
賃借料	297,000	297,000	0	発電所管理車両リース料（車番541）
損害等保険料	170,830	170,830	0	火災保険、自動車任意保険（車番541）
購入電気料金				
発電所電力料	300,000	276,070	△ 23,930	発電所使用電気料金、遠方監視用パソコン電気料金
管理施設電力料	7,000,000	6,665,874	△ 334,126	中央管理事務所、国営施設21ヶ所、県営施設42ヶ所
発電所維持管理費				
保守点検費	50,000	37,400	△ 12,600	発電施設設備保守点検業務、消防点検
回線使用料	0	0	0	
雑費	0	0	0	
	17,449,063	16,936,614	△ 512,449	
2 一般管理費支出				
運営事務費支出				
給料手当	0	0	0	
法定福利費	0	0	0	
福利厚生費	0	0	0	
研修費	0	0	0	
旅費交通費	0	0	0	
通信運搬費	0	0	0	電話、郵便、インターネット通信費等、運送運賃等
委託費	330,000	330,000	0	公認会計士業務委託
租税公課	1,162,900	1,162,900	0	消費税簡易課税制度選択
雑費	5,000	2,860	△ 2,140	振込手数料
事務所費支出				
修繕費	0	0	0	事務所の維持管理等に要する経費
水道光熱費	160,000	146,997	△ 13,003	ガソリン・軽油燃料の購入代金等
賃借料	0	0	0	
	1,657,900	1,642,757	△ 15,143	
3 固定資産取得支出				
器具備品取得支出				
器具備品購入	0	0	0	
	0	0	0	

4 特定資産積立支出				本年度積立額+預金利息
欠損調整積立資産積立支出				
欠損調整積立資産	2,699,137	213,912	△ 2,485,225	200,000円(本年度積立) + 預金利息
災害準備積立資産積立支出				
災害準備積立資産	38,000	33,377	△ 4,623	預金利息
建設改良積立資産積立支出				
建設改良積立資産	84,000	74,687	△ 9,313	預金利息
修繕引当資産積立支出				
修繕引当資産	2,665,000	52,748	△ 2,612,252	預金利息
	5,486,137	374,724	△ 5,111,413	
5 国庫納付金支出				
国庫納付金支出				
国庫納付金支出	0	0	0	国庫へ納付する金額
	0	0	0	
6 他会計繰出金				
公益事業会計繰出金支出				
公益事業会計繰出金	1,500,000	1,329,070	△ 170,930	維持管理費、職員退職給付引当積立資産等へ充当期首資金1,000,000を含む
	1,500,000	1,329,070	△ 170,930	
7 繰越金				
次年度繰越金				
次年度繰越金	0	0	0	
	0	0	0	
8 予備費				
予備費				
予備費	0	0	0	
	0	0	0	
合 計	26,093,100	20,283,165	△ 5,809,935	

(注) 本歳出予算の支出にあたり、款内各項目の金額は必要に応じ流用することが出来るものとする。

収支決算書に対する注記

1 資金の範囲

資金の範囲は、現金及び預金、未収金、未払金としている。

2 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

(単位：円)

科目	前期末残高	当期末残高	附 記
現金及び預金	13,720,186	1,495,679	
未収金	11,547	0	発電事業収入 0
合計	13,731,733	1,495,679	
未払金	13,731,733	1,495,679	他会計繰出金 1,329,070 その他購入電気料等5件 166,609
合計	13,731,733	1,495,679	
次期繰越収支差額	0	0	

3 予算額と決算額の差異が著しい科目

該当なし

4 科目間の流用及び予備費の充用

(1) 科目間流用

(款)発電事業費支出 (項)人件費 (目)福利厚生費から (目)法定福利費へ

2,669円

(2) 予備費の充用

該当なし

5 その他の収支の状況に関する特記事項

該当なし

貸 借 対 照 表

令和 8年 3月31日 現在

収益事業会計

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金及び預金			
預 金	1,495,679	13,720,186	△ 12,224,507
売電未収金			
売電未収金	0	11,547	△ 11,547
流動資産合計	1,495,679	13,731,733	△ 12,236,054
2 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産合計	0	0	0
(2) 特定資産			
所有土地改良施設			
所有土地改良施設 (土地改良区)	27	27	0
所有土地改良施設 (国、都道府県)	68,688,932	76,316,338	△ 7,627,406
欠損調整積立資産			
欠損調整積立資産	5,864,825	5,650,913	213,912
災害準備積立資産			
災害準備積立資産	13,535,507	13,502,130	33,377
建設改良積立資産			
建設改良積立資産	30,304,464	30,229,777	74,687
修繕引当資産			
修繕引当資産	19,054,620	23,401,872	△ 4,347,252
特定資産合計	137,448,375	149,101,057	△ 11,652,682
(3) その他固定資産			
発電専用構造物			
発電専用構造物	9,126	27,378	△ 18,252
その他固定資産合計	9,126	27,378	△ 18,252
固定資産合計	137,457,501	149,128,435	△ 11,670,934
3 繰延資産			
繰延資産合計	0	0	0
資産合計	138,953,180	162,860,168	△ 23,906,988
II 負債の部			
1 流動負債			
未 払 金			
未 払 金	1,495,679	13,731,733	△ 12,236,054
流動負債合計	1,495,679	13,731,733	△ 12,236,054
2 固定負債			
修繕引当積立資産			
修繕引当金	19,054,620	23,401,872	△ 4,347,252
固定負債合計	19,054,620	23,401,872	△ 4,347,252
負債合計	20,550,299	37,133,605	△ 16,583,306

貸 借 対 照 表

令和 8年 3月31日 現在

収益事業会計

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
Ⅲ 正味財産の部			
1 指定正味財産			
所有土地改良施設受贈益			
所有土地改良施設受贈益	68,688,932	76,316,338	△ 7,627,406
指定正味財産合計	68,688,932	76,316,338	△ 7,627,406
(うち基本財産への充当額)	0	0	0
(うち特定資産への充当額)	68,688,932	76,316,338	△ 7,627,406
2 一般正味財産			
一般正味財産合計	49,713,949	49,410,225	303,724
(うち基本財産への充当額)	0	0	0
(うち特定資産への充当額)	68,759,443	49,382,847	19,376,596
正味財産合計	118,402,881	125,726,563	△ 7,323,682
負債及び正味財産合計	138,953,180	162,860,168	△ 23,906,988

正 味 財 産 増 減 計 算 書

令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日 まで

収益事業会計

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収入			
発電事業収入			
売電事業収入			
売電事業収入	14,689,373	36,226,495	△ 21,537,122
特定資産運用収入			
特定資産受取利息			
特定資産受取利息	174,724	1,292	173,432
雑 収 入			
受取利息配当金			
受取 利息	19,068	8,705	10,363
他会計繰入金			
他会計からの繰入金			
他会計からの繰入金	1,000,000	1,000,000	0
固定資産受贈益			
所有土地改良施設受贈益			
所有土地改良施設受贈益	7,627,406	17,512,629	△ 9,885,223
経常収入計	23,510,571	54,749,121	△ 31,238,550
(2) 経常支出			
減価償却費			
所有土地改良施設減価償却費			
所有土地改良施設減価償却費	7,627,406	17,512,629	△ 9,885,223
発電事業費			
人 件 費			
給料 手当	3,708,296	3,492,904	215,392
法定福利費	602,669	570,722	31,947
福利厚生費	12,242	12,242	0
管理委託費	278,520	278,520	0
修 繕 費			
修 繕 費	112,525	759,770	△ 647,245
修繕引当金繰入額	52,748	2,600,416	△ 2,547,668
水利利用料			
水利利用料	375,188	375,188	0
諸 費			
消耗品 費	0	38,158	△ 38,158
賃 借 料	297,000	297,000	0
損害等保険料	170,830	181,600	△ 10,770
購入電気料金			
購入電気料金	6,941,944	7,004,012	△ 62,068
発電所維持管理費			
保守点検費	37,400	1,577,400	△ 1,540,000
発電施設等減価償却費			
発電施設等減価償却費	18,252	18,252	0
運営事務費支出（発電）			
委 託 費	330,000	330,000	0

正 味 財 産 増 減 計 算 書

令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月31日 まで

収益事業会計

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
租税公課	1,162,900	531,600	631,300
雑費	2,860	4,070	△ 1,210
事務所費支出（発電）			
水道光熱費	146,997	122,405	24,592
他会計繰出金			
他会計への繰出金			
他会計への繰出金	1,329,070	13,559,609	△ 12,230,539
経常支出計	23,206,847	49,266,497	△ 26,059,650
当期経常増減額	303,724	5,482,624	△ 5,178,900
2 経常外増減の部			
（1）経常外収入			
経常外収入計	0	0	0
（2）経常外支出			
経常外支出計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	303,724	5,482,624	△ 5,178,900
一般正味財産期首残高	49,410,225	43,927,601	5,482,624
一般正味財産期末残高	49,713,949	49,410,225	303,724
II 指定正味財産増減の部			
一般正味財産への振替額			
一般正味財産への振替額			
一般正味財産への振替額	△ 7,627,406	△ 17,512,629	9,885,223
当期指定正味財産増減額	△ 7,627,406	△ 17,512,629	9,885,223
指定正味財産期首残高	76,316,338	93,828,967	△ 17,512,629
指定正味財産期末残高	68,688,932	76,316,338	△ 7,627,406
III 正味財産期末残高	118,402,881	125,726,563	△ 7,323,682

第 4 号議案

令和 7 年度会計財務諸表総括及び財産目録の承認について

令和 7 年度会計財務諸表総括及び財産目録について、次のとおり承認を求める。

〈 説 明 〉

収益事業会計（発電事業）の売電収入から公益事業会計の施設維持管理費へ繰り出した額は、次の取扱規定に基づき、「内部取引消去」として表しています。

〈 取扱規定 〉

土地改良区会計基準（最終改正 令和 7 年 4 月 2 日 6 農振第 3 0 7 0 号）

第 1 第 4 項 会計の区分

（１） （略）

（２）特別会計を設けた場合には、総括表を併せて作成し、他の会計区分との間において生ずる内部貸借取引の残高及び内部取引高は、総括表において相殺消去しなければならない。

令和 8 年 1 0 月 1 5 日提出

中勢用水土地改良区
理事長 小 黒 敏 克

令和7年度収支決算書総括表

収 入

(単位) : 円

款 項	公益事業会計	収益事業会計	内部取引消去	合計
土地改良事業収入	171,702,594	0		171,702,594
附帯事業収入	45,160	14,689,373		14,734,533
特定資産運用収入	1,018,542	174,724		1,193,266
補助金等収入	16,632,600	0		16,632,600
交付金収入	0	0		0
業務受託料収入	0	0		0
雑収入	4,707,374	19,068		4,726,442
特定資産取崩収入	36,992,987	4,400,000		41,392,987
他会計繰入金	1,329,070	1,000,000	△ 2,329,070	0
繰越金	73,542,356	0		73,542,356
収 入 合 計	305,970,683	20,283,165	△ 2,329,070	323,924,778

支 出

款 項	公益事業会計	収益事業会計	内部取引消去	合計
土地改良事業費支出	117,603,865	0		117,603,865
附帯事業費支出	0	16,936,614		16,936,614
一般管理費支出	47,449,197	1,642,757		49,091,954
土地改良事業負担金支出	44,791,962	0		44,791,962
借入金返済支出	5,081,816	0		5,081,816
支払利息	88,936	0		88,936
固定資産取得支出	814,000	0		814,000
特定資産積立支出	17,190,416	374,724		17,565,140
雑支出	85,389	0		85,389
他会計繰出額	1,000,000	1,329,070	△ 2,329,070	0
繰越金	71,865,102	0		71,865,102
予備費	0	0		0
支 出 合 計	305,970,683	20,283,165	△ 2,329,070	323,924,778

1 資金の範囲

資金の範囲は、現金及び預金（預り金含む）、未収金、未払金としている。

2 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

(単位 : 円)

科目	公益事業会計 当期末残高	収益事業会計 当期末残高	合計
現金及び預金	98,630,305	1,495,679	100,125,984
未収金	7,364,122	0	7,364,122
合計	105,994,427	1,495,679	107,490,106
未払金	34,129,325	1,495,679	35,625,004
合計	34,129,325	1,495,679	35,625,004
次期繰越収支差額	71,865,102	0	71,865,102

貸 借 対 照 表 総 括 表

令和 8 年 3 月 31 日 現在

(単位：円)

科 目	公益会計	収益会計	内部取引消去	合計
I 資産の部				
1 流動資産				
現金及び預金	98,630,305	1,495,679		100,125,984
未収賦課金等	999,108	0		999,108
その他未収金	7,364,122	0	△ 1,329,070	6,035,052
前 払 金	972,192	0		972,192
貯 蔵 品	402,600	0		402,600
流動資産合計	108,368,327	1,495,679	△ 1,329,070	108,534,936
2 固定資産				
(1) 基本財産				
基本財産合計	0	0		0
(2) 特定資産				
所有土地改良施設	1,811,644,487	68,688,959		1,880,333,446
受託土地改良施設使用収益権	6	0		6
財政調整積立資産	69,015,215	0		69,015,215
職員退職給付引当積立資産	51,361,385	0		51,361,385
災害対策積立資産	18,067,041	0		18,067,041
施設更新積立資産	270,963,846	0		270,963,846
欠損調整積立資産	0	5,864,825		5,864,825
災害準備積立資産	0	13,535,507		13,535,507
建設改良積立資産	0	30,304,464		30,304,464
修繕引当資産	0	19,054,620		19,054,620
土地改良施設建設仮勘定	59,286,184	0		59,286,184
特定資産合計	2,280,338,164	137,448,375		2,417,786,539
(3) その他固定資産				
土 地	3,353,220	0		3,353,220
建 物	2,564,783	0		2,564,783
発電専用構造物	0	9,126		9,126
車両運搬具	4	0		4
器具 備品	1,027,570	0		1,027,570
ソフトウェア	1	0		1
適正化事業拠出金	360,000	0		360,000
長期未収賦課金等	1,995,502	0		1,995,502
長期前払費用	4,861,029	0		4,861,029
その他固定資産合計	14,162,109	9,126		14,171,235
固定資産合計	2,294,500,273	137,457,501		2,431,957,774
資産合計	2,402,868,600	138,953,180	△ 1,329,070	2,540,492,710
II 負債の部				
1 流動負債				
未 払 金	34,129,325	1,495,679	△ 1,329,070	34,295,934
預り金	550	0		550
賞与引当金	6,490,269	0		6,490,269
防災減災機能等事業拠出金短期未払金	120,000	0		120,000
流動負債合計	40,740,144	1,495,679	△ 1,329,070	40,906,753
2 固定負債				
防災減災機能等事業拠出金長期未払金	120,000	0		120,000
職員退職給付引当金	51,361,385	0		51,361,385
修繕引当金	0	19,054,620		19,054,620
固定負債合計	51,481,385	19,054,620		70,536,005
負債合計	92,221,529	20,550,299	△ 1,329,070	111,442,758

貸 借 対 照 表 総 括 表

令和 8年 3月31日 現在

(単位：円)

科 目	公益会計	収益会計	内部取引消去	合計
Ⅲ 正味財産の部				
1 指定正味財産				
所有土地改良施設受贈益	1,783,768,198	68,688,932		1,852,457,130
指定正味財産合計	1,783,768,198	68,688,932		1,852,457,130
(うち基本財産への充当額)	0	0		0
(うち特定資産への充当額)	1,783,768,198	68,688,932		1,852,457,130
2 一般正味財産				
一般正味財産合計	526,878,873	49,713,949		576,592,822
(うち基本財産への充当額)	0	0		0
(うち特定資産への充当額)	445,208,581	68,759,443		513,968,024
正味財産合計	2,310,647,071	118,402,881		2,429,049,952
負債及び正味財産合計	2,402,868,600	138,953,180	△ 1,329,070	2,540,492,710

正味財産増減計算書総括表

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位：円)

科 目	公益事業会計	収益事業会計	内部取引消去	合計
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収入				
土地改良事業収入	142,189,128	0		142,189,128
附帯事業収入	45,160	14,689,373		14,734,533
特定資産運用収入	1,018,542	174,724		1,193,266
受取補助金等	16,632,600	0		16,632,600
受取交付金	0	0		0
雑 収 入	6,319,787	19,068		6,338,855
他会計繰入金	1,329,070	1,000,000	△ 2,329,070	0
固定資産受贈益	270,367,335	7,627,406		277,994,741
経常収入計	437,901,622	23,510,571	△ 2,329,070	459,083,123
(2) 経常支出				
土地改良事業費	110,896,770	0		110,896,770
附帯事業費	0	12,589,362		12,589,362
減価償却費	271,780,991	7,645,658		279,426,649
一般管理費	39,537,723	1,642,757		41,180,480
土地改良事業負担金	4,000,000	0		4,000,000
他会計繰出金	1,000,000	1,329,070	△ 2,329,070	0
経常支出計	427,215,484	23,206,847	△ 2,329,070	448,093,261
当期経常増減額	10,686,138	303,724		10,989,862
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収入				
経常外収入計	0	0		0
(2) 経常外支出				
有価証券売却損	0	0		0
固定資産除却損	3	0		3
不納欠損	0	0		0
経常外支出計	3	0		3
当期経常外増減額	△ 3	0		△ 3
当期一般正味財産増減額	10,686,135	303,724		10,989,859
一般正味財産期首残高	516,192,738	49,410,225		565,602,963
一般正味財産期末残高	526,878,873	49,713,949		576,592,822
II 指定正味財産増減の部				
一般正味財産への振替額	△ 270,367,335	△ 7,627,406		△ 277,994,741
当期指定正味財産増減額	△ 68,504,835	△ 7,627,406		△ 76,132,241
指定正味財産期首残高	1,852,273,033	76,316,338		1,928,589,371
指定正味財産期末残高	1,783,768,198	68,688,932		1,852,457,130
III 正味財産期末残高	2,310,647,071	118,402,881		2,429,049,952

1 重要な会計方針

土地改良区会計基準（令和3年12月20日付け3農振第2007号、農林水産省農村振興局長通知）を採用している。

（1）資産の評価基準及び評価方法

該当なし

（2）有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券・・・・・・・・償却原価法

② その他の有価証券

市場価格のあるもの・・・・・・・・期末日の市場価格（売却原価は移動平均法）

市場価格のないもの・・・・・・・・移動平均法による原価法

（3）貯蔵品の評価基準及び評価方法

移動平均法に基づく原価法を採用している。

（4）固定資産の減価償却の方法

① 土地改良施設等の減価償却の方法

定額法を採用している。

② その他固定資産の減価償却の方法

定額法を採用している。

貸借対照表評価額は直接法による。

（5）引当金の計上基準

① 賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

② 職員退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上している。

③ 修繕引当金

発電施設において将来の大規模な修繕に備え計上している。

（6）積立金の計上基準

① 財政調整積立資産

公益事業会計に欠損が生じた場合に補填するため計上している。

② 職員退職給付引当積立資産

職員の退職金の支給に備えるため、支給見込み額のうち必要額を計上している。

③ 災害対策積立資産

土地改良施設の漏水等の突発事故、渇水及び災害による不時の損失に充当するため計上している。

④ 施設更新積立資産

土地改良施設の更新・改良及び修繕のため計上している。

⑤ 欠損調整積立資産

収益事業会計に欠損金が生じた場合補填するため、計画年間売電収入の1/2を限度として計上している。

⑥ 災害準備積立資産

発電施設の災害による不時の損失経費に充当するため、発電施設建設の総建設費の25%を限度として計上している。

⑦ 建設改良積立資産

発電施設を改良・更新するため、施設の改良・更新に必要な総建設費に対する40%を限度として計上している。

⑧ 土地改良施設建設仮勘定

土地改良区営土地改良事業において土地改良施設が完成する前（建設中）の土地改良区の負担相当額を計上している。

(7) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除く。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込経理方式を採用している。

(9) その他

該当なし

2 重要な会計方針の変更

(1) 会計処理の原則又は手続の変更

該当なし

(2) 表示方法の変更

該当なし

3 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産	—	—	—	—
小 計	0	0	0	0
特定資産				
所有土地改良施設	1,928,589,437	230,700,000	278,955,991	1,880,333,446
受託土地改良施設使用収益権	6	0	0	6
財政調整積立資産	69,593,623	421,592	1,000,000	69,015,215
職員退職給付引当積立資産	66,820,709	6,083,523	21,542,847	51,361,385
災害対策積立資産	18,044,486	22,555	0	18,067,041
施設更新積立資産	268,763,522	10,662,746	8,462,422	270,963,846
欠損調整積立資産	5,650,913	213,912	0	5,864,825
災害準備積立資産	13,502,130	33,377	0	13,535,507
建設改良積立資産	30,229,777	74,687	0	30,304,464
修繕引当資産	23,401,872	52,748	4,400,000	19,054,620
土地改良施設建設仮勘定	76,063,940	9,319,244	26,097,000	59,286,184
小 計	2,500,660,415	257,584,384	340,458,260	2,417,786,539
合 計	2,500,660,415	257,584,384	340,458,260	2,417,786,539

- 4 基本財産及び特定資産の財源等の内訳
基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正 味財産からの 充当額)	(うち一般正 味財産からの 充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産	—	—	—	—
小 計	0	0	0	0
特定資産				
所有土地改良施設	1,880,333,446	1,852,457,130	27,876,316	0
受託土地改良施設使用収益権	6	0	6	0
財政調整積立資産	69,015,215	0	69,015,215	0
職員退職給付引当積立資産	51,361,385	0	0	51,361,385
災害対策積立資産	18,067,041	0	18,067,041	0
施設更新積立資産	270,963,846	0	270,963,846	0
欠損調整積立資産	5,864,825	0	5,864,825	0
災害準備積立資産	13,535,507	0	13,535,507	0
建設改良積立資産	30,304,464	0	30,304,464	0
修繕引当資産	19,054,620	0	0	19,054,620
土地改良施設建設仮勘定	59,286,184	0	59,286,184	0
小 計	2,417,786,539	1,852,457,130	494,913,404	70,416,005
合 計	2,417,786,539	1,852,457,130	494,913,404	70,416,005

- 5 担保に供している資産
該当なし

- 6 固定資産等の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
(1) 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高	当期減価償却費
建物	10,290,000	7,725,217	2,564,783	339,570
発電構造物	182,520	173,394	9,126	18,252
車両運搬具	5,709,827	5,709,823	4	0
器具備品	8,836,469	7,808,899	1,027,570	112,836
ソフトウェア	378,000	377,999	1	0
合 計	25,396,816	21,795,332	3,601,484	470,658

- (2) 所有土地改良施設及び受託土地改良施設使用収益権の取得価額、
減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

① 所有土地改良施設

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高	当期減価償却費
所有土地改良施設	総額 9,996,469,328	総額 8,116,135,882	総額 1,880,333,446	総額 278,955,991
	内訳 土地改良区 28,837,566	内訳 土地改良区 961,250	内訳 土地改良区 27,876,316	内訳 土地改良区 961,250
	国・県・その他 9,967,631,762	国・県・その他 8,115,174,632	国・県・その他 1,852,457,130	国・県・その他 277,994,741
合 計	9,996,469,328	8,116,135,882	1,880,333,446	278,955,991

(注) 所有土地改良施設の貸借対照表の取得価額は、総額を計上する。

② 受託土地改良施設使用収益権

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高	当期減価償却費
受託土地改良施設使用収益権	総額	総額	総額	総額
	6	0	6	0
	内訳	内訳	内訳	内訳
	土地改良区	土地改良区	土地改良区	土地改良区
	6	0	6	0
	国・県・その他	国・県・その他	国・県・その他	国・県・その他
	0	0	0	0
合 計	6	0	6	0

(注) 受託土地改良施設使用収益権の取得価額は、土地改良区の自己負担額を計上する。

(3) 土地改良施設建設仮勘定に係る補助金相当額については、次のとおりである。

(単位：円)

当期末残高	左のうち国庫補助金等	
	国費	都道府県費
59,286,184	0	0
合 計	0	0

7 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	帳簿価額	時 価	評価損益
国債20年（第143回）財政調整積立資産	19,873,534	19,463,180	△ 410,354
合 計	19,873,534	19,463,180	△ 410,354

8 受取補助金等及び受取助成金の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

受取補助金等及び受取助成金の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当期末 残 高	貸借対照表上 の記載区分
補助金						
水利施設管理強化事業	国・三重県	0	8,000,000	8,000,000	0	
〃(包括的民間委託推進型)	国・三重県	0	2,500,000	2,500,000	0	
団体営かんがい排水事業	国・三重県	0	2,432,000	2,432,000		
農業水路等長寿命化・	国・三重県	0	1,925,000	1,925,000	0	
防災減災事業	津市					
土地基盤整備事業(干害応急)	三重県	0	489,600	489,600	0	
市単工事	津市	0	1,286,000	1,286,000	0	
小 計		0	16,632,600	16,632,600	0	
助成金						
小 計		0	0	0	0	
合 計		0	16,632,600	16,632,600	0	

9 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

内 容	金 額
経常収入への振替額	
所有土地改良施設受贈益	277,994,741
合 計	277,994,741

10 関連当事者との取引の内容

該当なし

11 重要な後発事象
該当なし

12 その他

(1) 長期借入金について

公庫資金等長期借入金は、当改良区が契約主体となって県営かんがい排水事業の地元負担分を借入れたものである。しかしながら、償還財源である特別負担金は当改良区を通過するだけであり（改良区ルート）、経済的実態を鑑み貸借対照表に計上していない。

事業名 県営かんがい排水事業 （中勢地区） 借入先 日本政策金融公庫津支店

(単位：円)

整理 番号	借 入 年月日	利率 (%)	借入金 総額	償還期限	当該年度 償還額	償還額 累計	未償還額	備考
1	H13.11.14	1.75	99,750,000	R8.3.20	5,081,816	99,750,000	0	
			99,750,000		5,081,816	99,750,000	0	

(2) 長期借入金の償還方法

当該長期借入金の償還期限まで、毎年度特別負担金及び決算承認を経た農地転用決済金のうち県営事業分を償還資金に充当する予定である。

(3) 未収賦課金等の明細

(単位：円)

区分	調定年度		件数	期首残高	当期減少額	期末残高	備考
流動資産	令和7年度	經常賦課金	61	-	0	999,108	
		小計	61	-	0	999,108	
固定資産	令和6年度	經常賦課金	51	1,413,543	574,110	839,433	
	令和5年度	經常賦課金	37	728,000	170,330	557,670	
	令和4年度	經常賦課金	30	636,226	149,041	487,185	
	令和3年度	經常賦課金	8	142,779	42,799	99,980	
	令和2年度	經常賦課金	1	86,652	75,418	11,234	
	令和1年度	經常賦課金	0	38,613	38,613	0	
	平成30年度	經常賦課金	0	38,613	38,613	0	
	平成29年度	經常賦課金	0	38,613	38,613	0	
合 計			127	3,123,039	1,127,537	1,995,502	
合 計			188	3,123,039	1,127,537	2,994,610	

(4) 引当金の明細

(単位：円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	6,550,273	6,490,269	6,550,273	0	6,490,269
職員退職給付引当金	66,820,709	6,083,523	21,542,847	0	51,361,385
修繕引当金	23,401,872	52,748	4,400,000	0	19,054,620
合 計	96,772,854	12,626,540	28,093,120	0	76,906,274

財 産 目 録
令和 8 年 3 月 31 日 現在

(単位：円)

科 目		金 額	
I	資産の部		
1	流動資産		
	現金及び預金		
	現金（小口現金）	0	
	百五銀行津新町支店 普通預金404276	82,286,461	
	百五銀行津新町支店 普通預金404259	0	
	百五銀行津新町支店 普通預金404245	16,340,775	
	百五銀行津新町支店 普通預金683902	1,495,679	
	津安芸農業協同組合津中央支店 普通預金0009518	0	
	津安芸農業協同組合津中央支店 普通預金9004201	0	
	ゆうちょ銀行 00800-7-131450	3,069	
	未収賦課金等	999,108	
	その他未収金	6,035,052	
	前 払 金	972,192	
	貯 蔵 品	402,600	
	流動資産合計		108,534,936
2	固定資産		
(1)	基本財産		
	基本財産合計	0	
(2)	特定資産		
	所有土地改良施設	1,880,333,446	
	受託土地改良施設使用収益権	6	
	財政調整積立資産		
	百五銀行津新町支店 定期預金669950	49,141,681	
	野村證券津支店 第143回利付国債	19,873,534	
	職員退職給付引当積立資産		
	津安芸農業協同組合津中央支店 定期預金6957775	51,361,385	
	災害対策積立資産		
	津安芸農業協同組合津中央支店 定期預金6663449	18,067,041	
	施設更新積立資産		
	百五銀行津新町支店 定期預金669964	147,620,591	
	津安芸農業協同組合津中央支店 定期預金6952327	123,343,255	
	欠損調整積立資産		
	百五銀行津新町支店 定期預金951875	5,864,825	
	災害準備積立資産		
	百五銀行津新町支店 定期預金951861	13,535,507	
	建設改良積立資産		
	百五銀行津新町支店 定期預金925938	30,304,464	
	修繕引当資産		
	百五銀行津新町支店 定期預金928232	19,054,620	
	土地改良施設建設仮勘定		
	花木の里	1,000,000	
	中勢 1 期	46,265,760	
	中勢 2 期	12,020,424	
	特定資産合計	2,417,786,539	

(3) その他固定資産				
土 地		3,353,220		
津市納所町520番地他	543.0㎡			
建 物		2,564,783		
倉庫兼車庫	148.2㎡			
発電構造物		9,126		
スクリーン防塵ネット	150.0㎡			
車両運搬具		4		
管理車両等4台				
器具 備品		1,027,570		
ポンプ他				
ソフトウェア		1		
賦課・会計システム				
適正化事業拠出金		360,000		
長期未収賦課金等				
令和2年度		11,234		
令和3年度		99,980		
令和4年度		487,185		
令和5年度		557,670		
令和6年度		839,433		
長期前払費用		4,861,029		
その他固定資産合計		14,171,235		
固定資産合計			2,431,957,774	
3 繰延資産				
繰延資産合計			0	
資産合計				2,540,492,710
II 負債の部				
1 流動負債				
未 払 金		34,295,934		
預り金		550		
賞与引当金		6,490,269		
防災減災機能等事業拠出金短期未払金		120,000		
流動負債合計			40,906,753	
2 固定負債				
防災減災機能等事業拠出金長期未払金		120,000		
職員退職給付引当金		51,361,385		
修繕引当金		19,054,620		
固定負債合計			70,536,005	
負債合計				111,442,758
III 正味財産の部				2,429,049,952

独立監査人監査報告

令和7年度財務諸表等につきまして、独立監査人による監査を受け、令和8年6月19日付で、次のとおり監査意見が表明されましたので、ご報告いたします。

〈 取扱規定 〉

（役員の選任等）

土地改良法第18条（抜粋） 土地改良区に、役員として、理事及び監事を置く。

6 土地改良区の監事（設立当時の監事を除く。）のうち一人以上は、次に掲げる要件の全てに該当する者でなければならない。ただし、土地改良区の業務及び会計についての監査に関し専門的知識を有する者の指導を受ける場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

（土地改良区の監事の要件の例外）

土地改良法施行規則第21条の4（抜粋） 法第18条第6項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査又は指導を受ける場合（以下省略）

独立監査人の監査報告書

令和8年6月19日

中勢用水土地改良区
理事会 御中

赤塚公認会計士事務所

公認会計士

赤塚 法生



<財務諸表等監査>

私は、土地改良法第18条6項本文但書の規定にいう、「土地改良区の業務及び会計についての監査に関し専門的知識を有する者の指導」として、中勢用水土地改良区の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの財務諸表等（土地改良区会計基準第2、3、6に規定する法人単位の貸借対照表、正味財産増減計算書、財務諸表に対する注記に限る。以下同じ。）について監査を行った。

財務諸表等に対する理事者の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる土地改良区会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私の責任は、私が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に財務諸表等に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表等の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私の判断により、不正又は誤謬による財務諸表等の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表等監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表等の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することが含まれる。

私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる土地改良区会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産及び正味財産の増減の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<財産目録に対する意見>

私は、土地改良法第18条6項本文但書の規定にいう、「土地改良区の業務及び会計についての監査に関し専門的知識を有する者の指導」として、中勢用水土地改良区の令和8年3月31日現在の財産目録（土地改良区会計基準第7に規定する法人単位財産目録に限る。以下同じ。）について監査を行った。

財産目録に対する理事者の責任

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められる土地改良区会計の基準に準拠するとともに、法人単位貸借対照表と整合して作成することにある。

監査人の責任

私の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる土地改良区会計の基準に準拠しており、法人単位貸借対照表と整合して作成されているかについて意見を表明することにある。

財産目録に対する監査意見

私は、上記の財産目録が、全ての重要な点において、我が国において一般に公正妥当と認められる土地改良区会計の基準に準拠しており、法人単位貸借対照表と整合して作成されているものと認める。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監事監査報告

令和7年度における全期の業務及び会計経理の状況につきまして、令和8年6月25日に監査を実施しましたところ、いずれも正確かつ適正に処理されていることを認めましたので、ここにご報告いたします。

〈 取扱規定 〉

(監事の職務) 抜粋

定款第23条 監事は、少なくとも毎事業年度2回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

〈 参考規定 〉

(決算関係書類) 抜粋

土地改良法第29条の2 理事は、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録(以下「決算関係書類」という。)を総代会に提出しようとするときは、その会日から二週間前までに、当該決算関係書類を監事に提出しなければならない。

2～3 (略)

4 土地改良区は、総代会において決算関係書類の承認の決議があつたときは、農林水産省令で定めるところにより、(中略)、これを公表しなければならない。

(決算関係書類の公表の方法)

土地改良法施行規則第25条の4 法第二十九条の二第四項の規定による公表は、次に掲げる方法によるものとする。

- 一 事務所で公衆の閲覧に供する方法
- 二 インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法

令和8年10月15日

総括監事	横	山	和	俊
監事	富	増		稔
監事	河	戸	和	治

第 5 号議案

賦課金等の不納欠損処分について

賦課金等の減免について、次のとおり不納欠損処分の議決を求める。

〈 附議理由 〉

相続人不存在のため、次の取扱規定に基づき不納欠損処分の議決を求めます。

〈 取扱規定 〉

（不納欠損の処分）

定款第 30 条の 2 やむを得ない事由により、調定済額について不納欠損の処分をする場合は、総代会の議決を経て処分の決定をしなければならない。

（不納欠損の処分）

賦課金等徴収規程第 5 条 定款第 30 条の 2 に規定する不納欠損は、特別な事由がある場合に、その取扱いを負担金徴収委員会に附託するものとする（以下省略）。

令和 8 年 10 月 15 日提出

中勢用水土地改良区
理事長 小 黒 敏 克

賦課金等の不納欠損処分について

申請受付No. 50

単位：円、[]：公の証明書、証拠書類、証言等

組合員住所		津市河芸町高佐 * * * 番地							
組合員氏名		亡) K 氏 (組合員コード 30730) (前請求相手 D 氏)							
賦課金等	年度	期別	納付期限	賦課金	延滞金	過怠金	計	納付済額	差額(未収)
	R3	全期	R03.10.15.	6,625	減 免	500	7,125	0	7,125
	R4	〃	R04.10.17.	6,625	〃	500	7,125	0	7,125
	R5	〃	R05.10.16.	6,625	〃	550	7,175	0	7,175
	R6	〃	R06.10.15.	6,625	〃	550	7,175	0	7,175
	R7	〃	R07.10.15.	6,625	〃	550	7,175	0	7,175
	R8	〃	R08.10.15.	6,625	〃	550	7,175	0	7,175
計			6件	39,750	0	3,200	42,950	0	42,950

1) 賦課農地 (事業受益地)

津市河芸町高佐 * * * 番 地目田 1,616㎡

[令和8年8月17日付 土地登記全部事項証明書]

2) 事業計画用水系統

北幹線／黒田支線／虚空蔵池 (県ば河芸南部)

[平成2年2月版 東海農政局計画用水系統図、他]

3) 農地の利用権設定及び状態

賃貸借契約の届出なし (自作地)、荒廃

[令和8年7月30日 津市農業委員会事務局確認済]

4) 組合員に係る調査 (法定相続人6名)

- D氏には、当該土地の贈与予約に係る所有権移転請求権仮登記がされていたが、D氏は本登記を行っていない。自分は所有者だと思い込んで組合員になっていた。

[令和8年6月1日 D氏宅訪問確認済]

- 土地登記簿上の所有権者①は、平成25年11月5日に死亡。
- 所有権者①は、3人家族であったが、配偶者②はすでに他界している。
- 子Kは、独り子・未婚のため相続割合全部を相続したが、平成29年12月4日に死亡。
- 子Kの父方祖父母③④は疾うに他界、母方⑤⑥は死亡を推定 (証明書不足) する。
- 独り子で婚姻歴はないため、代襲相続人はない。
- 以上のことから、組合員資格者であった子Kが亡くなるまでに、その者の直系尊属の全員が亡くなっていることで、相続人 (組合員資格を承継する者) はいない。

[令和8年6月2日 津市資産税課確認済]

[令和8年8月20日付 戸籍全部事項証明書]

[令和8年8月29日 地区総代内容確認済]

- 相続財産清算人は選任されていない。

[令和8年9月17日 津家庭裁判所確認済]

5) 処分

調査の結果、相続人不存在であり、事業受益地に係る権利義務の承継 (組合員資格得喪) がされないの、やむを得ずこれまでの未収賦課金を不納欠損処分として、当該土地に新たに所有権や利用権が付くまで賦課を保留する (調定除外)。

負担金徴収委員会報告

(不納欠損を除く)

令和 8 年 6 月 2 5 日に実施されました令和 8 年度第 1 回監査におきまして、未収賦課金等については、前回監査に引き続き「未収賦課金等の解消に努めるように。」との監査意見が附されました。このことを踏まえ、未収賦課金等の早期解消に向けた取組を一層推進する必要があります。

令和 8 年 1 月 3 0 日に開催した令和 7 年度第 2 回負担金徴収委員会では、これまで主として書面による納付催告が中心となり、差押処分への移行が十分に行われなかったことが、滞納の累積化・長期化を招き、未収賦課金等の解消が進まない一因となっているとの認識に至りました。

このため、今後は電話連絡や臨戸訪問による積極的な納付折衝を行い、一定期間を経過しても納付が確認できない場合には、速やかに差押処分へ移行するなど、滞納整理の実効性を高める必要があります。

また、経済的事情により分割納付を希望する組合員については、延滞金が過重な負担となり自主納付を妨げることをないよう、延滞金の徴収よりも賦課金元本の徴収を優先し、継続的な自主納付を促進する観点から、延滞金の減免措置を講ずることが適当と考えます。

以上のことから、組合員負担の公平性を確保するとともに、適正な債権管理を推進するため、未収賦課金等の早期解消に向けた取組を速やかに実施されるよう、令和 8 年 7 月 3 1 日開催の令和 8 年度第 1 回負担金徴収委員会から意見を附して報告します。

令和 8 年 1 0 月 1 5 日

負担金徴収委員会
委員長 駒 田 勝 巳

第 6 号議案

令和 8 年度土地改良施設突発事故復旧事業の申請について

国営北幹線漏水事故対応として、土地改良施設突発事故復旧・防止事業（補助）の申請について、次のとおり議決を求める。

資料 1

〈 附議理由 〉

次の取扱規定に基づき、総代会の議決を経て応急工事計画（議案別紙「突発事故復旧事業計画書」）を定め、都道府県知事の認可を申請するものです。

なお、畑地かんがい用水は、年間を通じて必要とされることから、一日も早い復旧が求められています。

〈 取扱規定 〉

（事業）

定款第 4 条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約、管理規程及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。

（１）安濃ダム並びに安濃川から引水する国営及び県営かんがい排水事業等で造成された農業水利施設、同附帯施設等の維持管理。

（２）（略）

（３）前二号に掲げる土地改良施設の災害復旧及び突発事故被害の復旧。（以下省略）

（急施の場合）

土地改良法第 4 9 条 災害又は突発事故被害のため急速に次に掲げる土地改良事業を新たに行う必要がある場合には、土地改良区は、前条の規定にかかわらず、総代会の議決を経て応急工事計画を定め、都道府県知事の認可を受けて当該土地改良事業を行うことができる（土地改良法逐条解説 総代会の議決は普通決議で足りる）。

令和 8 年 1 0 月 1 5 日提出

中勢用水土地改良区
理事長 小 黒 敏 克

北幹線漏水事故の復旧について

津市芸濃町忍田地内において発生した国営北幹線漏水事故の復旧については、土地改良施設突発事故復旧事業により復旧を行うことについて、土地改良法第49条の規定に基づき、議決を求める。

事故の概要

1 施設概要

施設名	北幹線水路
施設建設事業名	国営かんがい排水事業
建設年度	昭和63年度
施設規模	鋼管φ1,600mm

2 事故の状況

令和8年8月12日16時30分頃、津市水道事業局から、津市芸濃町忍田地内（弁天池付近）の市道石山忍田線上において漏水が発生しているとの通報を受けた。当土地改良区職員が現地を確認したところ、路面から少量の水が滲み出ている状況を確認した。

現地には、上水道管、下水道管及び当土地改良区が管理する北幹線水路（鋼管φ1,600mm）が並走している。

3 試掘による原因の調査

8月13日に試掘調査を行った結果、湧水が確認された位置と北幹線水路の位置が一致、当該管水路からの漏水であることを確認した。

4 復旧方法

漏水補修用部品（ステンレスバンド）により内側から補修する予定。

5 補助事業の概要

事業名	土地改良施設突発事故復旧・防止事業（補助）
事業費	2,500千円（予定申請額）
補助率	国50%、県21%（未定）、残29%（未定）

第 7 号議案

令和 8 年度公益事業会計第 1 回補正収支予算の議決について

令和 8 年度公益事業会計第 1 回補正収支予算について、次のとおり議決を求める。

〈 予算説明 〉

主なこと

- ・第 8 号議案「土地改良施設突発事故復旧・防止事業（補助）」を実施する予算を計上しています。
- ・湧水対策に係る実費弁償等については、8 月 31 日時点で、補助事業の対象となる経費が約 850 万円となっており、これとは別に、土地改良区単費事業として実施した経費についても精算手続きを進めています。
- ・ＩＳＤＮ回線については、令和 10 年 12 月 31 日をもってサービスの提供が終了することから、今後も安定した通信環境を確保するため、光回線への切替えが必要となります。これに伴い、平成 22 年 1 月から使用している固定電話についても更新するとともに、漏水等の緊急時における迅速な対応を図るため、「漏水等時間外緊急連絡先」を設けたいと考えます。

〈 取扱規定 〉

（総会の議決事項）抜粋

土地改良法第 30 条 次に掲げる事項は、総代会の議決を経なければならない。

四 経費の収支予算

令和 8 年 10 月 15 日提出

中勢用水土地改良区
理事長 小 黒 敏 克

令和8年度 公益事業会計第1回補正収支予算書

	収 入	支 出
現 計予算額	263,137,401 円	263,137,401 円
補正後予算額	276,561,476 円	276,561,476 円
差 引	13,424,075 円	13,424,075 円

収 入

単位：円

款 項 目	現 計 予算額	補正後 予算額	増 減	附 記
1 土地改良事業収入				
經常賦課金収入				經常費の組合員賦課
經常賦課金	114,194,523	114,097,840	△ 96,683	大学農場、農研機構を含む
特別賦課金収入				国営造成施設（安濃ダム）県管理事業負担分を賦課
特別賦課金	173,249	182,186	8,937	大学農場、農研機構
転用決済金収入				
農地転用決済金	1,500,000	5,170,084	3,670,084	19件 8/31現在
負担金収入				（負担金算定表参照）
經常負担金	12,638,668	12,638,668	0	經常費の津市、亀山市負担 ①
特別負担金	25,311,751	26,617,814	1,306,063	事業費の津市、亀山市負担（通過金）
				・ 県営事業借入償還金負担金 ② 0
				・ 国営造成施設県管理事業負担金 ③ 26,617,814
				計 26,617,814
	153,818,191	158,706,592	4,888,401	
2 附帯事業収入				
他目的使用料収入				
他目的使用料	45,160	45,160	0	中部電力、ZTV等
	45,160	45,160	0	
3 特定資産運用収入				
特定資産利息収入				
財政調整積立資産	320,000	320,000	0	資産運用（第143回利付国債 野村証券）
職員退職給付引当	0	0	0	
積立資産				
災害対策積立資産	0	0	0	
施設更新積立資産	0	0	0	
	320,000	320,000	0	
4 補助金等収入				
補助金収入				
補助金	14,840,000	14,840,000	0	〈漏水対策〉 ・ 突発事故復旧事業（災害を除く）など 0 〈渇水対策〉 ・ 県単土地基盤整備事業（干害応急対策）など 0 〈災害対策〉 ・ 市単災害復旧工事など 0 〈補助事業〉 ・ 水利施設管理強化事業 維持管理費支援対象【強化】表示 8,000,000 〃（包括的民間委託推進型） 2,500,000 〃（特別型） 2,800,000 ・ 農業水路等長寿命化防災減災事業（8期） 中央管理事務所電気設備ケーブル更新 事業費2,00,000、国50%、県14%、津市13%、 （改良区負担23%を除く） 1,540,000 計 14,840,000
	14,840,000	14,840,000	0	

5 交付金収入 適正化事業交付金収入 整備補修事業 交付金 防災減災機能等 強化事業交付金	0	0	0	土地改良施設維持管理適正化事業 令和 8 年度予定なし
	5,000,000	5,000,000	0	制水弁整備 (50期)
	5,000,000	5,000,000	0	
6 業務受託料収入 調査業務受託料収入 業務受託料	0	0	0	国、県、市等からの調査業務の委託に係る受託料 令和 8 年度予定なし
	0	0	0	
7 雑収入 受取利息配当金収入 受取利息 過年度収入 過年度収入 過怠金収入 過怠金収入 雑収入 雑収入	0	0	0	
	3,123,039	2,994,610	△ 128,429	令和 2 年～令和 7 年度(令和 7 年度決算額)
	0	0	0	督促手数料及び延滞利息
	100	100	0	
	3,123,139	2,994,710	△ 128,429	
8 特定資産取崩収入 財政調整積立資産取 崩収入 財政調整積立資産 職員退職給付引当積 立資産取崩収入 職員退職給付引当 積立資産 災害対策積立資産取 崩収入 災害対策積立資産 施設更新積立資産取 崩収入 施設更新積立資産	5,625,000	5,625,000	0	1) 資金調達 2) 水利施設等保全高度化事業 (簡易整備型) の現年 度化分取崩し ・ 高野尾花木の里地区 625,000 ・ 湧水対策費 5,000,000 計 5,625,000
	0	0	0	
	0	0	0	
	3,710,000	3,710,000	0	水利施設等保全高度化事業 (基幹水利施設保全型) の 現年度化分取崩し ・ 中勢用水 1 期地区 2,660,000 ・ 中勢用水 2 期地区 1,050,000 計 3,710,000
	9,335,000	9,335,000	0	
9 他会計繰入金 収益事業会計繰入金 収益事業会計繰入 金	13,454,912	13,454,912	0	収益事業会計からの繰入金 維持管理費、職員退職給付引当積立資金等に充当
	13,454,912	13,454,912	0	
10 繰越金 前年度繰越金 前年度繰越金	63,200,999	71,865,102	8,664,103	令和 7 年度決算次年度繰越金額
	63,200,999	71,865,102	8,664,103	
合 計	263,137,401	276,561,476	13,424,075	

令和 8 年度 公益事業会計収入の部 第 1 款負担金算定表（第 1 回補正予算）

第 4 項 負担金収入内訳

単位：円、㎡

第 1 目 経常負担金

12,638,668 円

属 地	R 7 面積	R 6 未通水地域 転用面積差引	R 7 通水地域増 組員賦課	R 8 面積	① 2 市
津 市	3,064,628	△ 10,961	△ 3,742	3,049,925	12,504,693
亀山市	32,677	0	0	32,677	133,975
計	3,097,305	△ 10,961	△ 3,742	3,082,602	12,638,668

〈補足〉昨年度の経常費負担面積から、決算承認の決議を経た令和 6 年度の転用面積のうち未通水地域分と、通水ができ組員賦課に移行した面積等を加除して、本年度の負担面積としている。

（未通水地域から差引する転用面積は、小数点以下を切り捨てている。）1.22haのうち編入分は除く

第 2 目 特別負担金

0 円

区 分	償還額	県営事業借入償還地元負担金	
		R 6 県営事業 決済金充当	② 2 市
津 市	0	0	0
亀山市	0	0	0
計	0	0	0

〈補足〉県営事業借入償還終了

安濃ダム県管理事業費	地元負担金	事業内容と負担割合
国補事業	74,000,000	14,800,000 国補がつく夜間等の管理 国40%、県40%、地元20%
県単事業	2,904,000	580,000 国補がつかない日常管理 県80%、地元20%
人 件 費	34,260,000	11,420,000 ダム管理に従事する県職員 県2/3、地元1/3
計	111,164,000	26,800,000

属 地	区 分	国営造成施設（安濃ダム）県管理事業負担金内訳		
		地元負担金	特別賦課金	③ 2 市
津 市	津 市	26,567,296	－	26,567,296
	大学農場	110,625	110,625	－
	農研機構	71,561	71,561	－
亀山市	亀 山 市	50,518	－	50,518
計		26,800,000	182,186	26,617,814

〈補足〉国営造成施設（安濃ダム）県管理事業における2市の負担割合は、受益面積の割合とする。
受益面積 3,183ha に対し、津市 0.998115、亀山市 0.001885 となる。

地元負担金のha当たり単価を 26,800,000円 ÷ 3,183ha = 8,419円 /haとすると次のとおり。

・大学農場 13.14ha × 8,419 円 /ha = 110,625
・農研機構 8.5ha × 8,419 円 /ha = 71,561

（農場及び機構のha当たり負担金単価並びに面積割合で求めた亀山市負担金額は、小数点以下を切り捨てている。）

39,256,482 円

第 4 項 合計

区 分	経常負担金	特別負担金		合 計
	① 経常費	② 県営償還	③ ダム管理	
津 市	12,504,693	0	26,567,296	39,071,989
亀 山 市	133,975	0	50,518	184,493
合 計	12,638,668	0	26,617,814	39,256,482
		26,617,814		

- ・「大学農場」とは、正式名称である「国立大学法人 三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター附帯施設農場」の略称です。
- ・「農研機構」とは、正式名称である「国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構野菜花き研究部門 安濃野菜研究監」の略称です。

支 出（水利施設管理強化事業の支援対象科目には【強化】を、収益事業会計繰入金の充当科目には【発電】を表示している。） 単位：円

款 項 目	現 計 予算額	補正後 予算額	増 減	附 記
1 土地改良事業費支出				
維持管理費支出				
給料手当	56,500,000	56,500,000	0	【強化】【発電】職員12名の給与及び諸手当
臨時雇賃金	50,000	50,000	0	緊急人夫雇用（災害時の水路整備等）
福利厚生費	10,000,000	10,000,000	0	【強化】【発電】社会保険料、健康診断、作業服等
旅費交通費	350,000	350,000	0	出張、研修交通費、宿泊、駐車、高速、雑費等
通信運搬費	2,500,000	2,500,000	0	【強化】N T T回線専用料(24回線)、携帯電話4台等 管理用電話番号増設検討中
消耗什器備品費	700,000	700,000	0	消耗品等
修繕費	7,000,000	7,000,000	0	【強化】【発電】施設補修整備等、水管理システム 修理、車検整備等（随意契約）
水道光熱費	1,000,000	1,000,000	0	【強化】水道料金、管理車両、草刈機、ポンプ、 発電機の燃料等
賃借料	1,600,000	1,750,000	150,000	地代家賃（JR）、水路占用料（津市） 【強化】カーリース料（水管理用）、パソコンリース （管理日報作成、水管理用）を更新（随意契約） 事務所内電話機リース検討中
支払保険料	2,300,000	2,300,000	0	【強化】動産（計器、子局装置）、総合生活（生涯賠償）、 火災保険（中央管理事務所、子局舎、什器等）、 自動車任意保険、自賠責保険等（随意契約） 農業用施設賠償責任保険（水路、管理用道路、 第三頭首工）（随意契約）
支払負担金等	13,000,000	13,000,000	0	水利調整会議、用水管理交付金（地区水利委員）、水 管理調整費等交付金、地域農業水利施設補助事業交付 金
業務委託費	492,000	492,000	0	施設維持管理委託費交付金等
租税公課	50,000	50,000	0	自動車税、車検時重量税（車検1台）
雑費	200,000	200,000	0	
適正化事業費支出				
整備補修事業費	0	0	0	
支出				
防災減災機能等	5,025,900	5,025,900	0	国営中幹線水路 1号制水弁整備工事
強化事業費支出				
適正化事業拠出金支				三重県土地改良事業団体連合会へ拠出
出				
整備補修事業費	180,000	180,000	0	管水路の整備補修（48期）
拠出金				
整備補修事業	15,000	15,000	0	
事務費拠出金				
防災減災機能等	420,000	420,000	0	管水路電気整備（47期）
強化事業費拠出金				国営中幹線水路 1号制水弁整備工事（50期）
防災減災機能等	35,000	35,000	0	
強化事業事務費				
拠出金				
防災減災機能等強	100,486	100,486	0	50期利息は10月以降に決定のため概算額 土連確認中
化事業利子拠出金				
その他事業費支出				
漏水対策費	5,000,000	7,500,000	2,500,000	国営北幹線(忍田)2,500,000円予定
渇水対策費	11,000,000	11,000,000	0	
災害対策費	2,000,000	2,000,000	0	
補助事業費	2,300,000	2,471,700	171,700	・農業水路等長寿命化防災減災事業（8期） 中央管理事務所電気設備ケーブル更新 老朽化により漏電等の危険性。 事業費＝国50％＋県14％＋津市13％ ＋改良区負担23％ 2,500,000超の工事となれば入札を要する。

その他事業費	1,000,000	1,000,000	0	改良区単費事業等
委託業務費支出 業務委託費	5,500,000	5,500,000	0	【強化】電気保安手数料（第一、第二、第三、三河頭首工、中央管理事務所）、水管理施設設備保守点検業務、施設設備点検、国営施設及び管理用道路草刈、管理施設点検業務等（随意契約） 水利施設管理強化事業（包括的民間委託推進型）
受託業務費支出 受託業務費	0	0	0	予定なし
	128,318,386	131,140,086	2,821,700	
2 一般管理費支出 運営事務費支出 役員報酬	1,120,000	1,120,000	0	理事長70千円、副理事長50千円×2名=100千円、代表理事50千円×2名=100千円、員外理事50千円×2名=100千円、員内理事25千円×26名=650千円、総括監事50千円、監事25千円×2=50千円
給料手当	11,500,000	11,500,000	0	職員12名 給与及び諸手当
臨時雇賃金	0	0	0	会計年度任用職員及び臨時職員
退職金支払	0	0	0	
福利厚生費	1,800,000	1,800,000	0	社会保険料、健康診断、常備薬等
研修費	200,000	200,000	0	役職員研修会参加費、受講料等
交際費	150,000	150,000	0	香典、見舞等、手土産、御礼等
選挙費	0	0	0	本年度選挙なし
総代会費	130,000	130,000	0	総代会2回、会場代、議長御礼、会議諸費
その他会議費	200,000	200,000	0	理事会3回、監事会3回、代表理事会3回、用水管理委員会2回、負担金徴収委員会2回、会場代等会議諸費
旅費交通費	2,600,000	2,600,000	0	出張、役員研修、研修会交通費、宿泊、駐車場料金、高速料金、雑費等。理事研修実施予定 費用弁償（総代会2回、理事会3回、監事会3回、代表理事会3回、用水・徴収委員会各1回）
通信運搬費	1,300,000	1,300,000	0	賦課通知書等郵送料、切手、はがき、メール便、固定電話、FAX通信料、NHK受信料、事務所インターネット等
消耗什器備品費	700,000	700,000	0	事務所事務用品購入
印刷製本費	1,000,000	1,000,000	0	中勢用水たより、申請書等各種様式、定款諸規程、封筒、概要書、通知書、陳情書、議案書等
修繕費	1,000,000	1,000,000	0	コピー機、事務所無線LAN保守点検、機器修繕等
支払手数料	240,000	240,000	0	振込手数料等
支払保険料	60,500	60,500	0	任意保険料のみ
支払負担金等	549,500	600,000	50,500	支払負担金より500円充用 東海協議会等加入している団体への年会費等 支払保険料へ500円流用
業務委託費	2,500,000	2,500,000	0	浄化槽維持管理費、施設警備料、公認会計士報酬、ソフトサポート料、防火設備点検、事務所内清掃、ゴミ回収等(随意契約) 受水槽清掃(随意契約) 徴収委託手数料（賦課金額の4%） 6地区（雲林院、雲林院南山、分部地下、亀山市三寺、一身田中野、一身田豊野谷地区）
租税公課	0	0	0	
雑費	100,000	100,000	0	広告宣伝費、出前講座等
事務所費支出 修繕費	198,720	198,720	0	事務所の維持管理費に要する経費 賃借料へ101,280円流用
水道光熱費	150,000	150,000	0	水道、自動車燃料等
賃借料	951,280	951,280	0	パソコンや車、電話、コピー機のリース料等 修繕費より101,280円充用
	26,450,000	26,500,500	50,500	

3 土地改良事業負担金支出				
都道府県営事業負担金支出				
国営造成施設県管理事業負担金	25,485,000	26,800,000	1,315,000	安濃ダム管理（通過金）
水利施設等保全高度化事業負担金	4,335,000	4,335,000	0	債務負担行為の現年度化分
				・高野尾花木の里地区（簡易整備型） 625,000
				・中勢用水1期（基幹水利施設保全型） 2,660,000
				・中勢用水2期（基幹水利施設保全型） 1,050,000
				計 4,335,000
水利施設管理強化事業負担金	3,650,000	3,650,000	0	水利施設管理強化事業
				・特別型 1,400,000
				・一般型 2,250,000
				計 3,650,000
	33,470,000	34,785,000	1,315,000	
4 借入金返済支出				
公庫資金償還金支出				
償還金	0	0	0	元金のみを表示
	0	0	0	
5 支払利息				
借入金利息				
公庫資金借入金	0	0	0	利息のみを表示
	0	0	0	
6 固定資産取得支出				
器具備品取得支出				
器具備品購入	1,000,000	1,000,000	0	事務所内機器交換検討中
	1,000,000	1,000,000	0	
7 特定資産積立支出				
財政調整積立資産積立支出				
財政調整積立資産職員退職給付引当積立資産積立支出	5,000,000	5,000,000	0	本年度積立 + 預金利息110,000
職員退職給付引当積立資産	5,000,000	5,000,000	0	本年度積立 + 預金利息129,000
災害対策積立資産積立支出				
災害対策積立資産施設更新積立資産積立支出	50,000	50,000	0	預金利息
施設更新積立資産	12,170,000	15,900,000	3,730,000	本年度積立+ 預金利息 (R7 決算農転収入15,330,332円)
	22,220,000	25,950,000	3,730,000	
8 雑支出				
過年度支出				
過年度支出	100,000	100,000	0	過年度賦課金の還付等
	100,000	100,000	0	
9 他会計繰出額				
収益事業会計繰出金				
支出				
収益事業会計繰出金	5,000,000	5,000,000	0	
	5,000,000	5,000,000	0	
10 繰越金				
次年度繰越金				
次年度繰越金	0	0	0	
	0	0	0	
11 予備費				
予備費				
予備費	46,579,015	52,085,890	5,506,875	
	46,579,015	52,085,890	5,506,875	
合 計	263,137,401	276,561,476	13,424,075	

(注) 本歳出予算の支出にあたり、款内各項目の金額は必要に応じ流用することが出来るものとする。

第 8 号議案

令和 8 年度収益事業会計第 1 回補正収支予算の議決について

令和 8 年度収益事業会計第 1 回補正収支予算について、次のとおり議決を求める。

〈 予算説明 〉

主なこと

- ・ 4 月の運転資金がないため、欠損調整積立資産を取り崩しました。
- ・ 小水力発電 2 期地区事業計画作成業務は、令和 7 年度から 8 年度実施に変更になったことで、収支予算に計上しています。

〈 取扱規定 〉

（総会の議決事項）抜粋

土地改良法第 30 条 次に掲げる事項は、総代会の議決を経なければならない。
四 経費の収支予算

令和 8 年 10 月 25 日提出

中勢用水土地改良区
理事長 小 黒 敏 克

令和8年度 収益事業会計第1回補正収支予算書

	収 入	支 出
現 計予算額	52,835,100 円	52,835,100 円
補正後予算額	52,835,100 円	52,835,100 円
差 引	0 円	0 円

収 入

単位：円

款 項 目	現 計 予算額	補正後 予算額	増 減	附 記
1 発電事業収入				
発電収入				
売電収入	32,000,000	32,000,000	0	(29円/kWh)
	32,000,000	32,000,000	0	
2 特定資産運用収入				
特定資産利息収入				
欠損調整積立資産	15,000	15,000	0	
災害準備積立資産	37,000	37,000	0	
建設改良積立資産	83,000	83,000	0	
修繕引当積立資産	50,000	50,000	0	
	185,000	185,000	0	
3 補助金等収入				
補助金収入				
補助金	10,000,000	10,000,000	0	水利施設等保全高度化事業
	10,000,000	10,000,000	0	
4 雑収入				
受取利息配当金収入				
受取利息	100	100	0	預金利息
雑収入				
雑収入	0	0	0	
	100	100	0	
5 特定資産取崩収入				特定資産を取り崩すことで生じる収入
欠損調整積立資産取崩収入				
欠損調整積立資産	5,650,000	5,650,000	0	発電収入が無い場合
災害準備積立資産取崩収入				期首資金として4/21 3,159,293円取崩
災害準備積立資産	0	0	0	
建設改良積立資産取崩収入				
建設改良積立資産	0	0	0	
修繕引当積立資産取崩収入				
修繕引当積立資産	0	0	0	
	5,650,000	5,650,000	0	
6 公益事業会計繰入金				
公益事業会計繰入金				
公益事業会計繰入金	5,000,000	5,000,000	0	期首資金、発電収入が無い場合
	5,000,000	5,000,000	0	
7 繰越金				
前年度繰越金				
前年度繰越金	0	0	0	
	0	0	0	
合 計	52,835,100	52,835,100	0	

支 出

単位：円

款 項 目	現 計 予算額	補正後 予算額	増 減	附 記
1 発電事業費支出				
人件費				
給料手当	4,500,000	4,500,000	0	職員12名 給与、諸手当
法定福利費	700,000	700,000	0	社会保険料等
福利厚生費	30,000	30,000	0	健康診断等
管理委託費	300,000	300,000	0	電気保安点検料
修繕費				
修繕費	5,000,000	5,000,000	0	修繕
水利利用料				
水利利用料	375,188	375,188	0	三重県に発電用流水占用料の納付
諸費				
消耗品費	96,390	96,390	0	工具器具等（発電所内スポットクーラー購入） 損害等保険料へ3,610円流用
賃借料	297,000	297,000	0	発電所管理車両リース料
損害等保険料	203,610	203,610	0	火災保険、自動車任意保険 消耗品費より3,610円充用
購入電気料金				
発電所電力料	300,000	300,000	0	発電所の使用電気料金、発電遠方監視用パソコン電気 料金
管理施設電力料	7,500,000	7,500,000	0	中央管理事務所及び国営施設21ヶ所、県営施設42ヶ所
発電所維持管理費				
保守点検費	2,600,000	2,600,000	0	発電施設設備保守点検業務、消防点検
回線使用料	0	0	0	
雑費	1,000	1,000	0	
	21,903,188	21,903,188	0	
2 一般管理費支出				
運営事務費支出				
給料手当	0	0	0	職員12名 給与、諸手当
法定福利費	0	0	0	社会保険料等
福利厚生費	0	0	0	健康診断等
研修費	20,000	20,000	0	研修参加費、受講料等
旅費交通費	50,000	50,000	0	研修交通費等
通信運搬費	0	0	0	電話、郵便、インターネット等通信費、運送運賃等
委託費	10,330,000	10,330,000	0	公認会計士業務委託、水利施設等保全高度化事業 中勢用水小水力発電2期地区事業計画書作成業務
租税公課	1,050,000	1,050,000	0	消費税簡易課税制度選択
雑費	5,000	5,000	0	振込手数料等
事務所費支出				
修繕費	0	0	0	
水道光熱費	180,000	180,000	0	ガソリン・軽油燃料の購入代金等
賃借料	1,000	1,000	0	発電管理用パソコンリース
	11,636,000	11,636,000	0	
3 固定資産取得支出				
器具備品取得支出				
器具備品購入	0	0	0	
	0	0	0	

4 特定資産積立支出				本年度積立額+預金利息
欠損調整積立資産積立支出				
欠損調整積立資産	5,666,000	5,666,000	0	
災害準備積立資産積立支出				
災害準備積立資産	38,000	38,000	0	
建設改良積立資産積立支出				
建設改良積立資産	84,000	84,000	0	
修繕引当積立資産積立支出				
修繕引当積立資産	53,000	53,000	0	
	5,841,000	5,841,000	0	
5 国庫納付金支出				
国庫納付金支出				
国庫納付金支出	0	0	0	国庫へ納付する金額
	0	0	0	
6 公益事業会計繰出金				
公益事業会計繰出金支出				
公益事業会計繰出金	13,454,912	13,454,912	0	維持管理費、職員退職給付引当積立資金等へ充当
	13,454,912	13,454,912	0	
7 繰越金				
次年度繰越金				
次年度繰越金	0	0	0	
	0	0	0	
8 予備費				
予備費				
予備費	0	0	0	
	0	0	0	
合 計	52,835,100	52,835,100	0	

(注) 本歳出予算の支出にあたり、款内各項目の金額は必要に応じ流用することが出来るものとする。

用水管理委員会報告

安濃ダムの貯水率は、令和8年1月23日時点で22%、この日に開催した令和7年度第2回用水管理委員会において「農業用水確保のお願い」を即日のうちに回覧し、予定した渇水対策を次のとおり実施しています。

（1）「令和8年度に向けた渇水対策計画」

貯水率は令和8年3月3日時点で19%、この日に開催した第3回用水管理委員会は50%節水を決定し、即日付の回覧等により関係各位に周知しました。また、3月30日には地区水利委員等への説明会を開催し、節水のお願いと具体的な節水の方法について説明を行いました。

（2）「令和8年度に向けた渇水対策準備」

関係機関に干害応急対策の補助事業などを要望するとともに、溪流や未使用井戸にポンプを設置するなど、揚水の準備を行いました。

地域（需要側）と土地改良区（供給側）が一体となって渇水対策に取り組み、また、3月下旬からの春雨にも恵まれ、田植えを乗り越えることができました。その後、6月2日の台風10号の降雨により、貯水率は38%から75%まで回復したことから、翌日6月3日の令和8年度第1回用水管理委員会（回議）は、配水計画に基づき節水解除を決定し、即日付で周知しております。

なお、渇水対策に伴う地域の電気料金、燃料費等の経費につきましては、水管理調整費の交付対象となっているポンプ等に係る経費を除き、渇水対策期間中に生じたものに限り、当土地改良区が実費弁償することとしております。

以上、令和8年度補正予算に係る渇水対策費に関連しまして、ここにご報告いたします。

渇水対策期間：令和8年1月23日から同年6月3日まで（4箇月12日）

50%節水期間：令和8年3月3日から同年6月3日まで（3箇月）

令和8年10月15日提出

用水管理委員会
委員長 前 田 重 憲

第 9 号議案

定款の一部改正について（特別決議）

中勢用水土地改良区定款の一部改正について、次のとおり議決を求める。

〈 改正理由 〉

土地改良法等の一部を改正する法律が令和 7 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、諸規定例が改正されたため、これを踏まえ、必要な事項について、次の取扱規定に基づき所要の改正を行うものです。以下は改正の主なところです。

・水利施設の管理を行う土地改良区は、当該管理の効率化を図るとともに、地域における情報通信技術の活用の促進に資するため、情報通信技術の利用上必要な施設（土地改良施設を除く）を整備する情報通信環境整備事業（新設）を土地改良区が行うことが出来る事業として規定しておきたいと考えます。

・理事数は、これまで定数を定めていましたが、理事への多様な人材の参画を推進することを目的に、定款において理事数の上限及び下限を定めることが可能となったことから、柔軟な規定に改正したいと考えます。

〈 取扱規定 〉

（重要事項の議決方法）

土地改良法第 33 条 次に掲げる事項に関する総代会の議事は、総代の三分の二以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

一 定款の変更

二 土地改良事業計画の設定若しくは変更（以下省略）

土地改良法第 33 条逐条解説

ここに掲げた土地改良区の存立に直接関連する重要なものについては、普通決議によることは適当でないので、更に議決の方法を慎重にし、いわゆる特別決議によることとした（以下省略）。

令和 8 年 10 月 15 日提出

中勢用水土地改良区
理事長 小 黒 敏 克

中勢用水土地改良区定款の一部改正新旧対照表

(下線の部分を改正)

改正案	現 行
(目的) 第1条 この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び<u>保全</u>を図り、もって農業の生産性の向上、農業生産の増大、<u>消費者の需要に即した農業生産の推進、農業構造の改善及び農業生産活動の継続的な実施</u>に資することを目的とする。	(目的) 第1条 この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び<u>開発</u>を図り、もって農業の生産性の向上、<u>農業総生産</u>の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。
(地区) 第3条 この土地改良区の地区は、別表に掲げる地域（その地域内にある<u>土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。</u>）とする。	(地区) 第3条 この土地改良区の地区は、別表に掲げる地域（その地域内にある土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。）とする。
(事業) 第4条 (略) (1) (略) (2) (略) <u>(3) 前二号に附帯した発電事業。</u> <u>(4) 前号までに掲げる土地改良施設の災害復旧及び突発事故被害の復旧。</u>	(事業) 第4条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約、管理規程及び水利調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。 (1) 安濃ダム並びに安濃川から引水する国営及び県営かんがい排水事業等で造成された農業水利施設、同附帯施設等の維持管理。 (2) 安濃ダム並びに安濃川から引水する国営及び県営かんがい排水事業等に関連する農業水利施設の新設及び改良等。 <u>(3) 前二号に掲げる土地改良施設の災害復旧及び突発事故被害の復旧。</u> <u>2 この土地改良区は、第1項第1号及び第2号の事業に附帯して発電事業を行う。</u>

(下線の部分を改正)

改正案	現 行
<u>2</u> この土地改良区は、国営中勢用水利土地改良事業及び県営中勢用水利土地改良事業によって造成された施設を管理委託される場合は、これを受託する。 <u>3</u> この土地改良区は、第1項の事業に附帯し、その事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。 4 この土地改良区は、第1項の事業のほか、<u>情報通信環境整備事業の計画及び連携管理保全計画の定めるところにより、情報通信環境整備事業及び連携管理保全事業を行うことができる。</u>	<u>3</u> この土地改良区は、第1項の事業に附帯し、その事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。 <u>4</u> この土地改良区は、国営中勢用水利土地改良事業及び県営中勢用水利土地改良事業によって造成された施設を管理委託される場合は、これを受託する。 5 この土地改良区は、<u>第1項第1号の事業及び同事業に関連する事業を行うに当たり、多面的機能支払交付金の活動組織からその事務を委託された場合は、これを受託することができる。</u>
(公告の方法) 第6条 この土地改良区の公告は、事務所の掲示場(削除)に掲示してこれをするとともに、その公告の内容についてインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を併せて行う。	(公告の方法) 第6条 この土地改良区の公告は、事務所の掲示場及びこの土地改良区の地区の属する市の事務所の掲示場に掲示してこれをするとともに、その公告の内容についてインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を併せて行う。
(議決方法の特例等) 第15条 総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の作成及び変更、土地改良事業の廃止、<u>連携管理保全計画の認可の申請、役員の改選、規約の設定、変更及び廃止、管理規程の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止、合併、解散、組織変更、法第83条の2第3項の規定による権利義務の承継</u>その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。	(議決方法の特例等) 第15条 総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の<u>設定、変更</u>、土地改良事業の廃止、役員の改選、規約の設定、変更及び廃止、管理規程の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止<u>並びに合併及び解散</u>その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

(下線の部分を改正)

改正案	現 行
(役員の定数) 第 1 8 条 この土地改良区の役員定数は、理事<u>2 5 人以上 3 3 人以内</u>及び監事 3 人とする。 2 (略)	(役員の定数) 第 1 8 条 この土地改良区の役員定数は、理事<u>3 3 人</u>及び監事 3 人とする。 2 前項の理事定数のうち、2 人は、組合員でない者とする。
(経費分担の基準) 第 2 6 条 第 4 条 (削除) の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。 2 (略)	(経費分担の基準) 第 2 6 条 第 4 条第 1 項第 1 号、第 2 号、<u>第 3 号</u>の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。 2 土地改良区の運営事務費に要する経費に充てるための賦課金は、組合員に対し、この土地改良区の地区内にある土地の全部につき地積割に賦課する。
(財産の分配の制限<u>及び残余財産の帰属者</u>) 第 4 0 条 この土地改良区の財産については、組合員に分配することができない。 2 <u>この土地改良区が解散（合併による解散を除く。）した場合における残余財産は、解散のときにおける理事会の議決により選定した地方公共団体、他の土地改良区又は土地改良施設の管理を行う認可地縁団体若しくは一般社団法人に帰属する。</u> 3 <u>前項の理事会の議決により残余財産を帰属させる者を選定しようとするときは、あらかじめその者の承諾を得ておかなければならない。</u>	(財産の分配の制限) 第 4 0 条 この土地改良区の財産については、<u>解散（合併の場合を除く。）のときでなければ組合員に分配することができない。</u>

(下線の部分を改正)

改正案	現 行
(電磁的方法) 第42条 この定款の規定により、書面を交付することとされる通知その他の行為については、規約の定めるところにより、書面の交付<u>又はその他の行為</u>に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。 2 (略)	(電磁的方法) 第42条 この定款の規定により、書面を交付することとされる通知その他の行為については、規約の定めるところにより、書面の交付<u>(挿入)</u>に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。 2 この定款の規定により、作成、保存又は縦覧を行う書面については、規約の定めるところにより、書面に代えて、電磁的記録により行うことができるものとする。

附 則 この改正定款は、認可の日から施行する。

第 10 号議案

定款附属書役員選任規程の一部改正について（特別決議）

中勢用水土地改良区定款附属書役員選任規程の一部改正について、次のとおり議決を求める。

〈 改正理由 〉

土地改良法等の一部を改正する法律が令和 7 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、諸規定例が改正されたため、これを踏まえ、必要な事項について、次の取扱規定に基づき所要の改正を行うものです。

・改正刑法に基づき、令和 7 年 6 月 1 日から、懲役と禁錮は拘禁刑に一本化されたことから、役員の被選任権に係る規定を一部改正するものです。

・理事数の上限及び下限を定める定款の改正に併せて、附属書に規定する被選任区ごとの理事数についても改正が必要となります。

〈 取扱規定 〉

（重要事項の議決方法）

土地改良法第 33 条 次に掲げる事項に関する総代会の議事は、総代の三分の二以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

一 定款の変更

二 土地改良事業計画の設定若しくは変更（以下省略）

土地改良法第 33 条逐条解説

ここに掲げた土地改良区の存立に直接関連する重要なものについては、普通決議によることは適当でないので、更に議決の方法を慎重にし、いわゆる特別決議によることとした。（以下省略）

令和 8 年 10 月 15 日提出

中勢用水土地改良区
理事長 小 黒 敏 克

中勢用水土地改良区定款附属書役員選任規程の一部改正新旧対照表

(下線の部分を改正)

改正案	現 行
(役員の被選任権) 第1条 次に掲げる者は、役員の被選任権を有しない。 (1) ～ (4) (略) (5) <u>拘禁</u>以上の刑に処せられた者でその執行を終るまでのもの又はその執行を受けることがなくなるまでのもの 2 (略)	(役員の被選任権) 第1条 次に掲げる者は、役員の被選任権を有しない。 (1) 組合員でない者 (2) 法人 (3) 未成年者 (4) 破産者で復権のできないもの (5) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者でその執行を終るまでのもの又はその執行を受けることがなくなるまでのもの 2 組合員でない役員の選任については、前項の規定にかかわらず前項第(2)号から第(5)号までに掲げる者は、役員の被選任権を有しない。
(補欠選任) 第12条 役員の<u>数が定款で定める定数の下限を下回った場合は、その不足の員数につき、補欠選任を行わなければならない。ただし、(削除) 役員に欠員を生じた時が役員の任期満了前3月以内であるときは、監事が1人となる場合を除き、次の総代会まで補欠選任を行わないことができる。</u>	(補欠選任) 第12条 役員の一部が欠けた場合は、その不足の員数につき、補欠選任を行わなければならない。ただし、<u>欠員数が、それぞれ理事の定数の3分の1未満であるとき、若しくは監事の定数の3分の2未満であるとき、又は役員に欠員を生じた時が役員の任期満了前3箇月以内であるときは、(挿入) 次の総代会まで補欠選任を行わないことができる。</u>

(下線の部分を改正)

現 行			
(組合員である役員の選任) 第2条 組合員である役員は、各被選任区につきその区域に所属する組合員のうちから選任するものとする。 2 前項の規定による組合員である役員の被選任区及びその区域から選任すべき組合員である役員の定数は、次の通りとする。			
被 選 任 区	被選任区域	定 数	
		理 事 数	監 事 数
第一被選任区	津 市	1 1 人	3 人
第二被選任区	亀 山 市	1 人	
第三被選任区	津市河芸町	4 人	
第四被選任区	津市芸濃町	7 人	
第五被選任区	津市安濃町	8 人	
合 計		3 1 人	3 人
3 組合員である被選任人の所属の被選任区は、その組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の所在地による。この場合において、その組合員である被選任人の組合員たる資格に係る権利の目的たる土地が2以上の被選任区にあるときは、当該被選任人が指定して土地改良区に届けた土地（当該届出がないときは、土地改良区が指定した土地）の所在地による。			
改正案			
(組合員である役員の選任) 第2条 (略) 2 (略)			
被 選 任 区	被選任区域	定 数	
		理 事 数	監 事 数
第一被選任区	津 市	<u>8人以上</u> <u>11人以内</u>	3 人
第二被選任区	亀 山 市	1 人	
第三被選任区	津市河芸町	<u>3人以上</u> <u>4人以内</u>	
第四被選任区	津市芸濃町	<u>5人以上</u> <u>7人以内</u>	
第五被選任区	津市安濃町	<u>6人以上</u> <u>8人以内</u>	
合 計		<u>23人以上</u> <u>31人以内</u>	3 人
3 (略)			

附 則 この改正定款は、認可の日から施行する。

第 1 1 号議案

維持管理計画書の一部改正について（特別決議）

中勢用水土地改良区維持管理計画書（土地改良事業計画）の一部改正について、次のとおり議決を求める。

資料 2

〈 改正理由 〉

維持管理計画書は、土地改良法に基づき整備することが義務付けられており、土地改良区が行う土地改良施設の維持管理及び維持管理費の賦課の根拠となるほか、減価償却費を算定する根拠となるものです。また、第三者から土地改良施設への侵害があっても対抗する管理権限が明確でない等の問題を惹起しないように整備する必要があります。

今回、令和 7 年度会計において決算承認を経た造成施設「中支線水系（花木の里地区）」について、令和 8 年度に資産計上することから、当該施設を維持管理計画書に登載し、令和 9 年度から当該造成施設（資産）に係る維持管理費を賦課することが改正する理由です。

（維持管理計画書に登載する施設は、別紙「資料 2」を参照）

〈 取扱規定 〉

（土地改良事業計画の変更等）

土地改良法第 4 8 条 土地改良区は、土地改良事業計画を変更し、土地改良事業を廃止し、又は新たな土地改良事業を行おうとする場合には、農林水産省令で定めるところにより、総代会の議決を経て必要な事項を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。（以下省略）

（重要事項の議決方法）

土地改良法第 3 3 条 次に掲げる事項に関する総代会の議事は、総代の三分の二以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

一 定款の変更

二 土地改良事業計画の設定若しくは変更（以下省略）

令和 8 年 1 0 月 1 5 日提出

中勢用水土地改良区
理事長 小 黒 敏 克

中勢用水土地改良区維持管理計画書の一部改正新旧対照表

(下線の部分を改正)

現 行								
第3章 維持管理 本事業は、国営並びに県営中勢用水土地改良事業によって造成された、頭首工及び用水路施設の良好な管理と、各地域への合理的な用水配分を行い、農業生産の向上と農業経営の安定を図ることを目的とする。 第2節 かんがい施設関係 (1) かんがい施設の種類、規模及び維持管理の方法 (ア) 用水路								
水路名	延長 (km)	通水量 (m ³ /s)	勾配	構造	断面	主要 構造物	関係面 積(ha)	対応 年数
導水路	1.4	5.19	1/960	トンネル 管水路	2r=2.2m φ1,800 mm	サイフォン・放余 水工・分水工	2,089	50
北幹線水路	11.3	(2.28)	20 ~1,000	管水路	φ1,650 mm ~φ700	分水工	(1,422)	40
中幹線水路	1.8	(1.03)	20 ~1,390	管水路	φ900 mm ~φ250 mm	分水工	(477)	40
南幹線水路	5.7	(1.88)	10 ~2,380	管水路	φ1,350 mm ~φ1,100	分水工	(667)	40
小計	20.2	5.19						
支線水路	<u>102.9</u>	<u>1.14</u> ~0.26	500	管水路	φ1,100 mm ~φ50	分水工	2,940	40
計	<u>123.1</u>						3,183	
改正案								
第3章 維持管理 (略) 第2節 かんがい施設関係 (1) かんがい施設の種類、規模及び維持管理の方法 (ア) 用水路								
水路名	延長 (km)	通水量 (m ³ /s)	勾配	構造	断面	主要 構造物	関係面 積(ha)	対応 年数
導水路					(略)			
北幹線水路					(略)			
中幹線水路					(略)			
南幹線水路					(略)			
小計	20.2	5.19						
支線水路	<u>103.2</u>	<u>1.14</u> ~0.26	500	管水路	φ1,100 mm ~φ50	分水工	2,940	40
計	<u>123.4</u>						3,183	

附 則 この改正維持管理計画書は、令和9年4月1日から施行する。

〈参考〉	令和4、5年度施工	水路延長	1,935.27m	令和6年度維持管理計画変更
	令和6年度施工	水路延長	809.48m	令和7年度維持管理計画変更
	令和7年度完工	水路延長	295.52m	令和8年度維持管理計画変更
	計	総延長	3,040.27m	変更3回

第 1 2 号議案

役員等の報酬及び費用弁償支給規程の一部改正について

中勢用水土地改良区役員等の報酬及び費用弁償支給規程の一部改正について、次のとおり議決を求める。

〈 改正理由 〉

令和 8 年度の三重県最低賃金は、現行の費用弁償単価を設定した当時と比較して大幅に上昇しており、近年の物価高騰により食費その他の諸経費も増加しています。

また、会議への出席や東京都等への要請活動などの遠方出張においては、本来の業務等を中断して参加することによる時間的拘束や経済的負担も生じています。

現行の費用弁償単価は、令和元年度に改正されたものであることから、現在の最低賃金、物価水準及び出張に伴う負担等を勘案し、社会経済情勢に見合った水準となるよう、次の参考規定を踏まえ、費用弁償単価等を見直す必要があると考えます。

〈 参考規定 〉

（最低賃金の効力）

最低賃金法第 4 条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

令和 8 年 1 0 月 1 5 日提出

中勢用水土地改良区
理事長 小 黒 敏 克

中勢用水土地改良区役員等の報酬及び費用弁償支給規程の一部改正新旧対照表

(下線の部分を改正)

現 行	
第2条 第1条で定める報酬、費用弁償について次のとおり定める。 (1) 理事長報酬 年額 70,000円 (2) 副理事長、代表理事、総括監事報酬 年額 50,000円 (3) 理事・監事報酬 年額 25,000円 (4) 総代選挙に係る各管理者及び各立会人報酬 <u>日額</u> 5,000円 (5) 総代会議長報酬 一回 5,000円 (6) 費用弁償 <u>日額</u> 5,000円 2 報奨については、改良区へ定期的に出勤し、その時間が拘束される役員等に対しこれを支給する。 3 賞与については、その年度功績がとくに顕著であったものに対しこれを支給するものとする。 4 前二項に係る支払額、時期などについては理事長がこれを定め、代表理事会の承認を得るものとする。	
改正案	
第2条 (略) (1)～(3) (略) (4) 総代選挙に係る各管理者及び各立会人報酬 <u>半日額</u> 5,000円 (5) (略) (6) 費用弁償 <u>半日額</u> 5,000円 2～4 (略)	

附 則 この一部改正規程は、令和9年4月1日から施行する。

中勢用水土地改良区のホームページについて

主に次のことを掲載しています。

- ・ 安濃ダム貯水状況
- ・ 通水日程等配水計画
- ・ 渇水対策（節水・補給停止の開始、解除）
- ・ 公告（選挙、総代会開催、決算関係書類の公表、他）
- ・ 総代選挙、役員選任日程等
- ・ 会議の開催日程、議事及び採決結果等
- ・ 賦課金、農地転用決済金の単価等について
- ・ 農地の相続や売買等による組合員の資格得喪手続き
- ・ 諸手続きに必要な申請書様式（様式ダウンロード可）
- ・ 中勢用水だより
- ・ 総代会議案書、他

（掲載事項を変更する場合があります。）

- ・ ホームページ <https://www.ztv.ne.jp/web/cyuusei/>
- ・ メールアドレス cyuusei@ztv.ne.jp
- ・ 問合せ先 0 5 9 - 2 2 4 - 1 3 0 7
- ・ 漏水等時間外緊急連絡先 (未定)



ISMS-AC
ISMS ISO 22000



ISO / IEC 27001
情報管理国際認証取得

適応範囲 本社・久居工場



GREEN PRINTING JPFI
P-B10216

この印刷製品は、環境に配慮した
資材と工場で製造されています。